

誰もが快適に
誰もが安全安心に暮らせる未来のまちづくり

深川市バリアフリー基本構想

平成28年4月



深 川 市

はじめに



わが国では、諸外国に例を見ないほど急速な少子高齢化が進展しており、すでに国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えました。

さらに、地方の高齢化率は一段と進み、本市の高齢化率は平成27年10月1日現在、38.4%となっています。

昨今、身体に障がいのある人もない人も平等に生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすいことを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」の考え方が広がりつつあり、さらに高齢者や障がいのある人など、誰もが自立した社会生活を営むことができ、安全・安心、快適に暮らせる環境づくりが強く求められています。

今後ますます高齢者・障がい者の社会参加の機会が増大するなかで、公共交通機関の利用や、駅から周辺施設への移動に際して、歩道の幅が狭く段差もある等、様々な障壁（バリア）が存在しており、これらを除く（バリアフリー化）しなければなりません。

このような背景の中、本市では、平成18年に制定されました「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、「深川市バリアフリー基本構想」を策定しました。

本構想では、本市におけるバリアフリーの推進に関する基本的な方針や重点整備地区に選定したJR深川駅を中心とする中心市街地のバリアフリー化の整備内容や各種バリアフリーの課題に対する具体的な整備項目を検討・整理をして、ハード面のみならず、「心のバリアフリー」の推進に向けたソフト面の取り組みについても定めております。

今後は、この基本構想に基づき、公共交通事業者や道路管理者、その他の関係者と連携し、ハード、ソフト、両面からのバリアフリー化に向け、積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆さま方のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、この基本構想の策定にあたり、大変なご尽力を賜りました深川市バリアフリー基本構想推進協議会の皆さま方をはじめ、市民アンケート、タウンウォッチング等に、ご協力いただきました市民、関係団体、関係機関の皆さま方に、心より厚くお礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年（2016年）4月

深川市長 山下 貴 史

目 次

第1章 バリアフリー基本構想策定にあたって

1 基本構想策定の背景と趣旨	1
（1）策定の背景	1
（2）策定の趣旨	1
2 バリアフリー新法について	2
（1）バリアフリー新法の概要	2
（2）バリアフリー新法の基本的枠組み	3
（3）バリアフリー基本構想による整備イメージ	5
3 基本構想の位置付け	6
（1）バリアフリー基本構想の位置付け	6
（2）目標年次	6

第2章 深川市の現況

1 深川市の概要	7
（1）位置、気候、面積、交通環境等	7
（2）人口、世帯数の推移	7
（3）年齢別人口	8
（4）障がい者数の推移	9
2 公共交通機関の利用状況	10
（1）鉄道	10
（2）バス	10
3 上位関連計画	12
（1）第五次深川市総合計画	12
（2）深川市都市計画マスタープラン	13
（3）深川市高齢者福祉計画	15
（4）深川市障がい者計画	16

第3章 市民意向の把握

1 市民アンケート調査からの把握	18
（1）調査の概要	18
2 アンケートの集計	19
（1）よく利用する施設	19
（2）利用する施設までの道路（周辺環境）で困ること	21
（3）「駅」及び「バス停」の利用状況	22
（4）駅及びバス停周辺の道路など（周辺環境）で困ること	22
3 アンケート結果	23
（1）主な意見	23
（2）考察	27

第4章 移動等円滑化の基本理念と基本方針

1 バリアフリーの基本理念	28
2 バリアフリーの基本方針	29

第5章 重点整備地区の設定及び生活関連施設、生活関連経路の選定

1	重点整備地区の要件	30
2	重点整備地区の設定	31
3	重点整備地区の区域	31
4	重点整備地区の概況	31
5	生活関連施設及び生活関連経路の選定	34
(1)	生活関連施設の選定	34
(2)	生活関連経路の選定	34

第6章 重点整備地区の現状と課題

1	重点整備地区の課題の抽出	36
(1)	中心市街地において整備が必要と思われる施設、道路の現況調査	36
(2)	現地調査からの把握	37
(3)	市内にある主な公共施設の利用状況調査からの把握	37
(4)	現地調査等における主な意見	38

第7章 実施すべき特定事業等に関する事項

1	実施する特定事業等	43
2	整備目標時期	43
3	実施する特定事業等の方針と整備内容	44
(1)	公共交通特定事業	44
(2)	建築物特定事業	45
(3)	道路特定事業	46
(4)	その他の事業	49

第8章 バリアフリーの推進に向けて

1	心のバリアフリーの取り組み	50
(1)	市民による心のバリアフリー	50
(2)	事業者による心のバリアフリー	50
(3)	行政による心のバリアフリー	50
2	スパイラルアップ	51

参考資料

1	用語の解説	52
2	深川市バリアフリー基本構想策定の経緯	53
3	深川市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱	54
4	深川市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿	56



第1章

バリアフリー基本構想策定にあたって

第1章 バリアフリー基本構想策定にあたって

1 基本構想策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

我が国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展し、現在、国民の4人に1人が65歳以上となる本格的な高齢社会を迎えています。

そして、障がい者が障がいのない人と同じように生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、あらゆる人が利用できることを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しつつあり、障がい者が障がいのない人とともに活動し、行動できるためのサポートや支援が、充実した社会の形成が求められるようになってい

ます。このため、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000㎡）以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。

また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅周辺道路などの連続した移動経路について、公共交通事業者や公安委員会、道路管理者である地方公共団体等の関係事業者が各々の取り組みの整合性を図ることにより、これらの施設の一体的・総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

さらに、高齢化への対応や障がい者の社会進出等への促進をより進めるために、バリアフリー整備を「点」や「線」から「面」へ広げることがめざして、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年12月20日に施行されました。

こうした中、本市においても、「すべての人が安全に安心して移動できる環境づくり」を目指し、利用者の多い公共施設や、バリアフリー化の優先度が高いJR深川駅を含め、中心市街地を重点整備地区として設定するなど、公共交通機関や歩行空間の移動の円滑化事業の推進を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、「深川市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という）を策定することとしました。

(2) 策定の趣旨

基本構想は、JR深川駅や市立病院前バス停などの交通結節点と公共施設を結ぶ中心市街地を重点整備地区と定め、その施設間を結ぶ道路（特に歩道など）や市役所をはじめとする多数の市民が利用する建築物などのバリアフリー化を推進します。

重点整備地区を一体的かつ重点的に整備することにより、中心市街地がすべての人にとって移動の利便性・安全性の向上と社会参加機会が増大されることを目的として、バリアフリー化の基本的事項を定めるものです。

2 バリアフリー新法について

(1) バリアフリー新法の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物

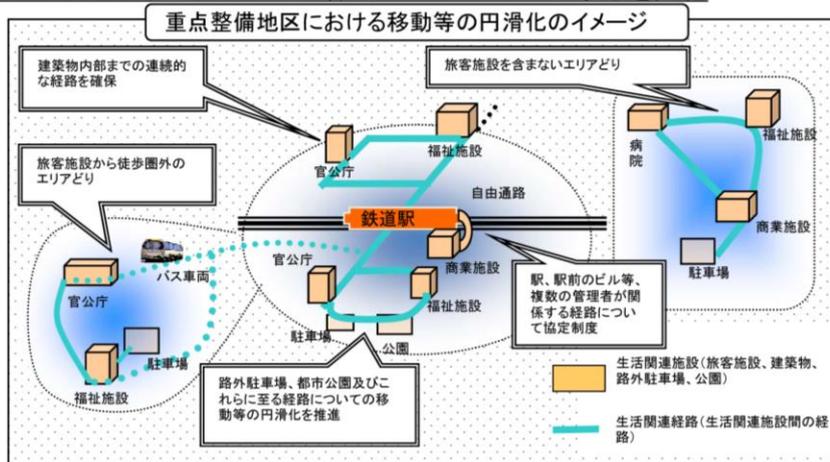


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



引用：国土交通省ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/outline.pdf>)

(2) バリアフリー新法の基本的枠組み

ア 移動等円滑化の促進に関する基本方針

主務大臣は、バリアフリー新法第3条に基づき、移動等円滑化が総合的かつ計画的に推進されるため基本方針として、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を定めることとされており、基本方針には次の4つの事項が定められています。

- 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- バリアフリー新法において定めることができる基本構想の指針となるべき事項
- 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項（関係者の責務に関する事項）

イ 関係者の責務

国及び施設設置管理者、地方公共団体、国民がそれぞれの責務を果たすことで移動等円滑化が効果的に実施されることが求められています。

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

ウ 基準適合義務

施設設置管理者等はそれぞれが設置し管理する一定の要件を満たす施設に対して、新設時には移動等円滑化基準に適合させる義務があり、既存の施設については移動等円滑化基準に適合させる努力義務が定められています。

また、施設等のバリアフリー化を図っていくにはハード面の整備のみならず、ソフト面の整備も重要であるとの認識から案内情報の適切な提供や、職員等に対する教育訓練を充実させるよう努めることとされています。

- 施設、車両等の移動等円滑化
- 案内情報の適切な提供
- 職員等関係者に対する適切な教育訓練

エ 重点整備地区における移動等円滑化の重点的かつ一体的な推進

市町村は、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成することができます。

また、住民や事業者等は基本方針に沿った基本構想の素案を提案する制度が設けられており、提案を受けた市町村は基本構想を作成もしくは変更する必要があります。

これらによって基本構想が作成された場合、施設設置管理者等はそれぞれのバリアフリー化に関する事業計画を作成する必要があります。

- 市町村による基本構想の作成
- 住民や事業者等による基本構想の提案制度
- 特定事業等移動円滑化に係る事業の実施

バリアフリー新法の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

- ・移動等の円滑化の意義及び目的
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針

関係者の責務

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物）
- ・特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

重点整備地区における移動等の円滑化を重点的・一体的に推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障がい者等が生活上利用する施設が所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載等

協議

協議会

- ・市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障がい者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、都市公園管理者、建築物の所有者、公安委員会が基本構想に沿って特定事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業の実施）
- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

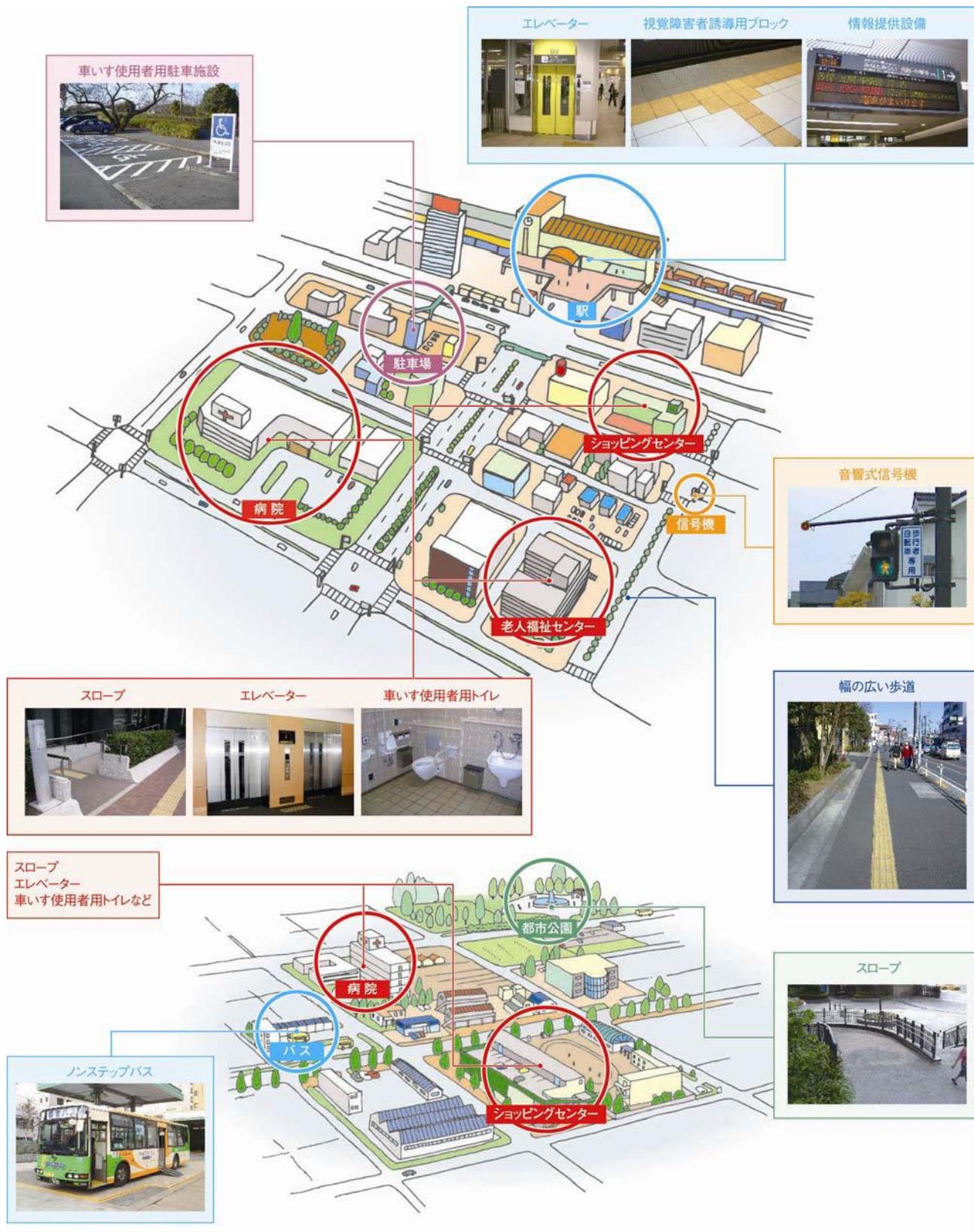
支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例等

移動等円滑化経路協定

- ・重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

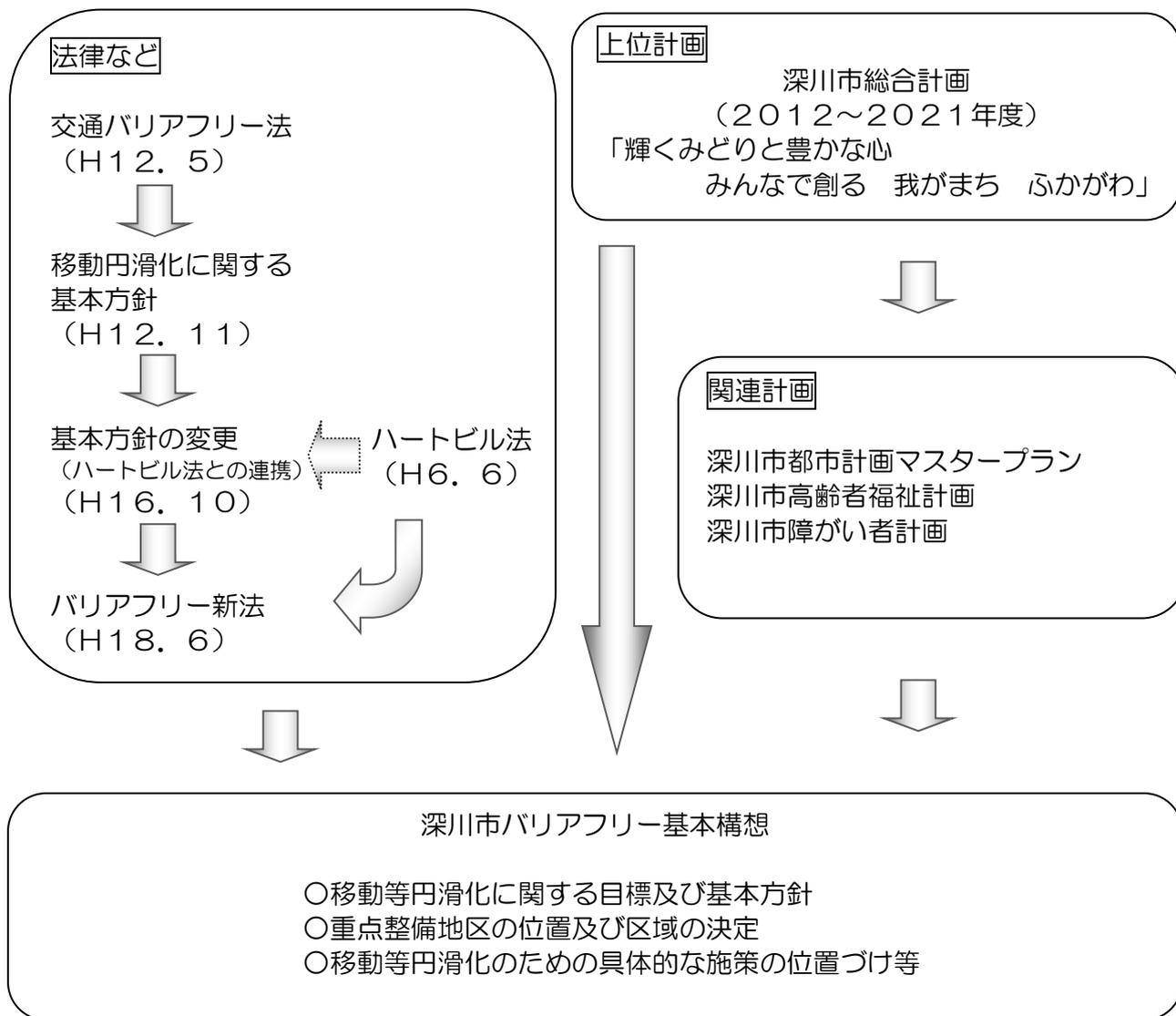
(3) バリアフリー基本構想による整備イメージ



3 基本構想の位置付け

(1) バリアフリー基本構想の位置付け

基本構想は、「バリアフリー新法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくとともに、「第五次深川市総合計画」や「深川市都市計画マスタープラン」、各種の福祉関連計画等の上位・関連計画との整合を図り、策定するものです。



(2) 目標年次

基本構想の目標年次を平成43(2031)年度とします。

深川市都市計画マスタープランなどの将来像実現のため、バリアフリー化については重点整備地区での早期の整備を図り、長期的視点に立ち本市全体の歩行空間などに展開していきます。

また、高齢化の進行度合いをはじめ、社会・経済情勢の変化を受けて適宜見直しを図ります。



第2章
深川市の現況

第2章 深川市の現況

1 深川市の概要

(1) 位置、気候、面積、交通環境等

深川市は、北海道のほぼ中央部空知管内の最北部に位置し、東西22 km、南北47 km、総面積は52,923 haを有し、東は旭川市、西は滝川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、南は芦別市、赤平市、北は幌加内町、小平町の4市5町に接しており、西部を除く三方が山地に囲まれた地形で、中央のなだらかな多度志丘陵の北側を雨竜川が南西に向かって流れ、南には神居古潭の溪谷を抜けて平野へ出た石狩川が東から西へ向けて蛇行し、これら流域には広大で肥沃な平坦地の田園地帯が広がっており、道内有数の稲作地帯となっている。

また、気候は北西北海道気候区の中にあって内陸に位置しているため、夏季高温な冷帯湿潤気候に区分されており、最暖気は7月～8月であるが、年平均気温は6℃と年間を通して冷涼である。

交通の状況では、東西にJR函館本線・北海道縦貫自動車道、国道12号、南北にJR留萌本線、高規格幹線道路深川留萌道、国道233号、275号、さらに道道が貫き、周辺諸都市との交通ネットワークが形成されている。

(2) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和38年の市制施行時（深川町・一巳村・納内村・音江村の合併）には約35,000人でしたが、昭和45年に多度志町と合併し最大人口の約39,000人になりました。

その後、平成2年までは30,000人をキープしていましたが、出生率の低下や若年層を中心とした転出超過等により人口が減少し、平成27年には22,000人を下回っています。

また、世帯数についても、一時増加傾向にあったものの、平成27年には約9,700世帯となり、一世帯あたりの世帯人員も2.26人/世帯となっています。

【人口と世帯数の推移】

表 人口・世帯数の推移

区別 \ 年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口（人）	30,671	28,770	27,579	25,838	23,709	21,934
総世帯（世帯）	10,618	10,746	10,945	10,554	10,100	9,695
一世帯あたり人員（人/世帯）	2.89	2.68	2.52	2.45	2.35	2.26

資料：国勢調査（平成27年数値は速報値）

図 人口・世帯数の推移



(3) 年齢別人口

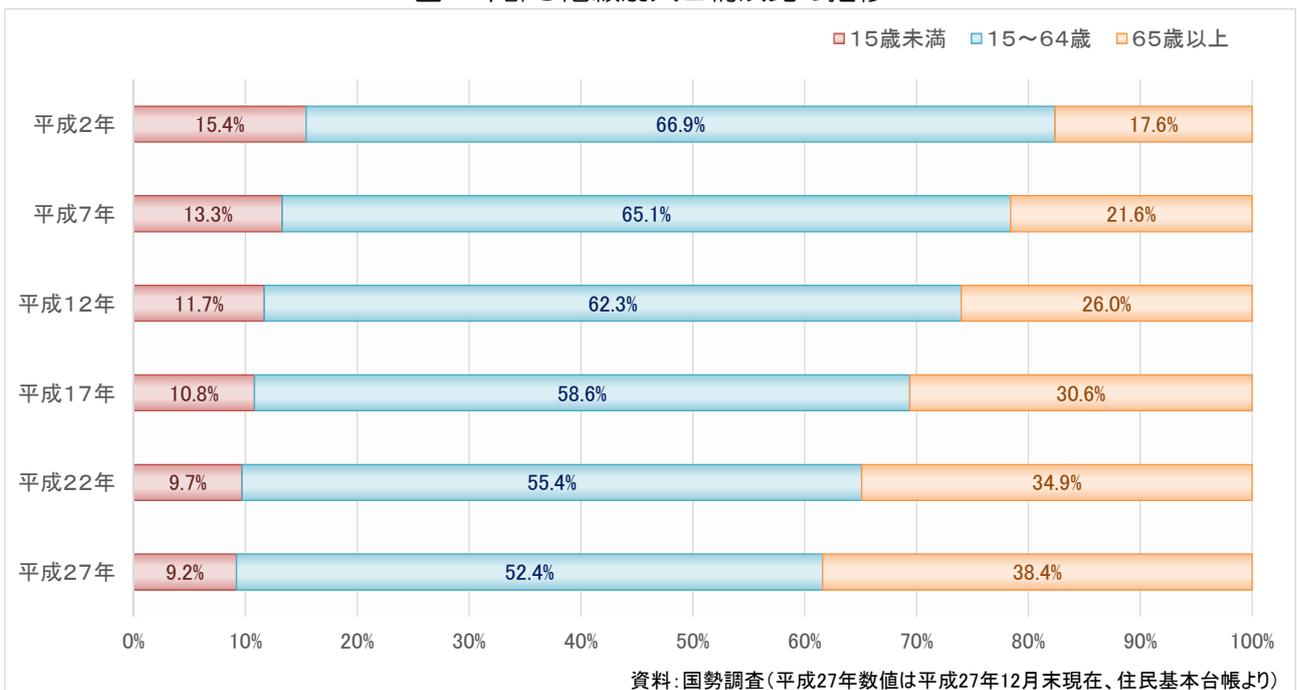
本市の年齢別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口が減少している一方で、老年人口については増加し続けています。

この結果、高齢化率は平成2年から27年にかけての25年間で17.6%から38.4%に上昇しました。

また、年齢3歳階級別の人口をみると、今後も高齢化が進行することが伺えます。

【3階級別人口】

図 年齢3階級別人口構成比の推移



(4) 障がい者数の推移

本市における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、人数及び人口に占める割合ともにほぼ一定で推移しています。

身体障がい者に占める障がいの種別をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多くなっています。

【身体障害者手帳所持者数と人口に占める割合の推移】 (H26. 3. 31現在 単位：人)

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
18歳未満	13	16	19	19	19	17	17	17	15	17
18歳以上	1,509	1,572	1,640	1,576	1,572	1,575	1,529	1,516	1,409	1,408
合計	1,522	1,588	1,659	1,595	1,591	1,592	1,546	1,533	1,424	1,425
人口	25,780	25,299	24,837	24,831	24,140	23,774	23,453	23,109	22,763	22,355
人口に占める割合	5.90%	6.28%	6.68%	6.42%	6.59%	6.70%	6.59%	6.63%	6.26%	6.37%

資料：市健康福祉課

【身体障害者手帳所持者数（障がい種別）】 (H26. 3. 31現在 単位：人)

障がい区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
視覚障がい	131	117	116	96	99
聴覚、平衡機能障がい	184	185	171	155	145
音声、言語、咀嚼機能障がい	8	9	10	5	5
肢体不自由	994	950	943	886	883
内部障がい	275	285	293	282	293
計	1,592	1,546	1,533	1,424	1,425

資料：市健康福祉課

【知的障がい者（療育手帳〔区分：A・B〕）】 (H26. 3. 31現在 単位：人)

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
A(重度)	87(2)	92(1)	94(3)	95(0)	95(0)
B(中軽度)	115(7)	127(14)	135(8)	144(10)	144(9)
計	202(9)	219(15)	229(11)	239(10)	239(9)

()内は新規交付再掲

資料：市健康福祉課

【精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳〔等級：1級～3級〕）】

(H26. 3. 31現在 単位：人)

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
1級	27	22	22	23	24
2級	77	80	79	80	86
3級	34	26	25	24	24
計	138	128	126	127	134

資料：市健康福祉課

2 公共交通機関の利用状況

(1) 鉄道

本市には、函館本線（深川駅・納内駅）及び留萌本線（北一已駅）が通っており、3カ所の駅が立地しています。

このうち「深川駅」には、札幌及び旭川方面を連絡するスーパーカムイ等の特急列車が停車します。

【1日あたり乗降客数の推移】



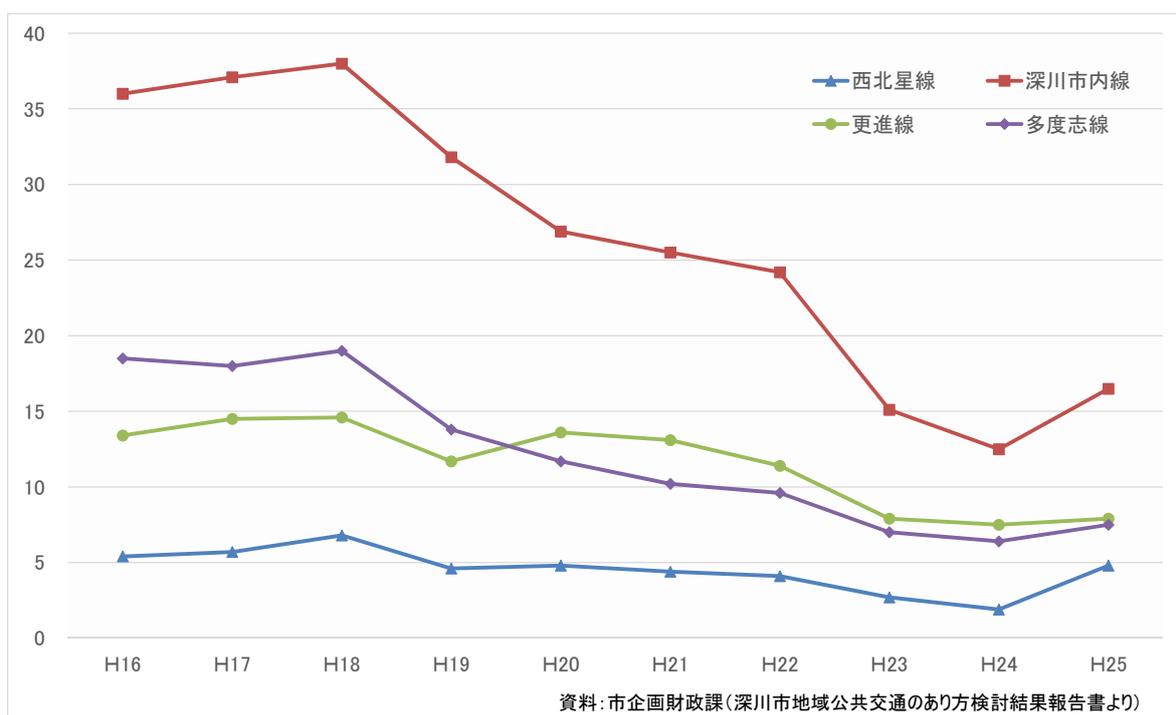
(2) バス

深川市内では、図に示すように「空知中央バス」「北海道中央バス」「ジェイアール北海道バス」及び「道北バス・沿岸バス」が運行されています。

【市内線年間利用者数の推移】

単位：千人

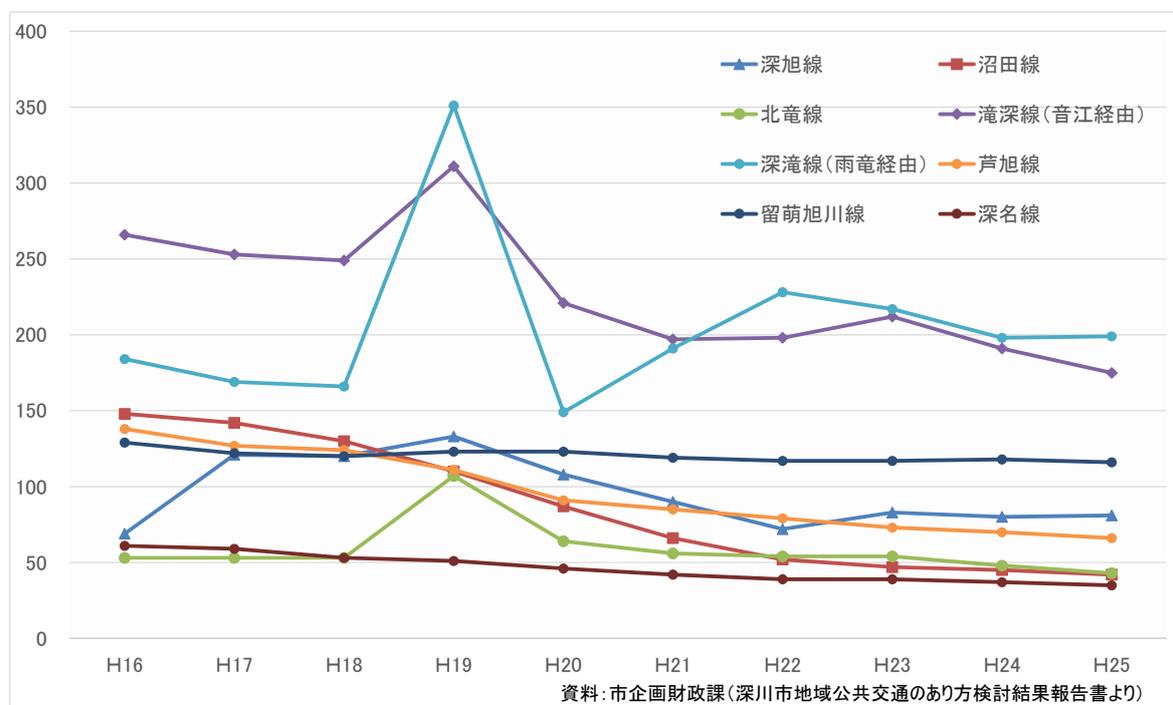
路線名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25-H16	H25/H16
西北星線	5.4	5.7	6.8	4.6	4.8	4.4	4.1	2.7	1.9	4.8	-0.5	90.1%
深川市内線	36.0	37.1	38.0	31.8	26.9	25.5	24.2	15.1	12.5	16.5	-19.5	45.9%
更進線	13.4	14.5	14.6	11.7	13.6	13.1	11.4	7.9	7.5	7.9	-5.5	59.0%
多度志線	18.5	18.0	19.0	13.8	11.7	10.2	9.6	7.0	6.4	7.5	-11.0	40.6%
合計	73.3	75.3	78.4	61.9	57.0	53.3	49.3	32.8	28.4	36.8	-36.5	50.2%



【市外線年間利用者数の推移】

単位：千人

路線名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H25-H16	H25/H16
深旭線	69	121	120	133	108	90	72	83	80	81	12	117.2%
沼田線	148	142	130	110	87	66	52	47	45	42	-106	28.6%
北竜線	53	53	53	107	64	56	54	54	48	43	-10	80.3%
滝深線 (音江経由)	266	253	249	311	221	197	198	212	191	175	-91	65.7%
深滝線 (雨竜経由)	184	169	166	351	149	191	228	217	198	199	15	108.2%
芦旭線	138	127	124	111	91	85	79	73	70	66	-72	47.9%
留萌旭川線	129	122	120	123	123	119	117	117	118	116	-13	89.9%
深名線	61	59	53	51	46	42	39	39	37	35	-25	58.3%
合計	1,048	1,045	1,016	1,295	889	846	840	842	787	757	-291	72.2%



3 上位関連計画

(1) 第五次深川市総合計画（平成24年1月策定）発行

①まちづくりの分野と目標

ア 4つの分野

- 1) 福祉・健康・医療に関する分野
障がい者福祉（バリアフリーの促進）
高齢者福祉（地域生活支援と地域包括ケアの推進）
- 2) 経済・産業に関する分野
- 3) 快適な生活基盤の構築に関する分野
交通・道路（市民の交通手段の確保、道路網の整備、交通安全の推進）
- 4) 人材育成と教育・文化・スポーツに関する分野

イ 目標（目指す都市像）

「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」
～ ふかがわ未来創造プラン ～

②バリアフリー化等に関する事項

ア バリアフリーの促進

- 地域社会を構成するすべての人々が、等しく普通に生活できるようにするノーマライゼーション理念の普及を図りながら、障がい者が正しく理解される啓発活動の充実や、地域福祉活動の推進に努めます。
- 障がいのある人だけでなく、子どもや高齢の人など誰もが使いやすく、安全で快適に生活できるよう環境の整備に努めます。
- どのような障がいがあっても、必要な情報を障がいの特性に応じた手段で、必要なときに受信し、利用し、発信できる情報バリアフリーの環境づくりに努めます。

イ 地域生活支援と地域包括ケアの推進

- 高齢者のライフスタイルや状態など、そのニーズに応じた住まいの確保や公共的施設のバリアフリー化、地域の防災・防犯・交通安全対策等を推進し、高齢者の地域生活を支える生活環境の整備に努めます。

ウ 市民の交通手段の確保

- 市民が利用しやすい運行ダイヤとなるよう、鉄道やバス事業者などに働きかけ、市民の利便性向上を図ります。また、市民生活に欠かせないバス路線については、バス事業者と連携を図り、路線の維持・確保に努めます。
- 高齢者などの交通弱者の積極的な社会参加の促進や福祉の増進を図るため、地域内の交通体系や環境整備について検討を進めます。

エ 道路網の整備

- 高齢者や障がい者をはじめとして、誰もが安全で快適な歩行空間を確保できるよう、道路の移動円滑化整備ガイドラインに基づいた歩道整備を行います。
- 安全で快適な通行空間の確保と景観への配慮のため、無電柱化の調査研究を進めます。
- 安全な交通を確保するため、適正な道路の維持管理に努めます。

オ 交通安全の推進

- 歩行者・自転車利用者の安全で快適な通行を確保し、市民を交通事故から守るため、歩道等の交通安全施設の整備を進めます。

(2) 深川市都市計画マスタープラン（平成16年12月策定）発行

①計画の基本理念など

ア 基本理念

「市民とともに創る 住みよいまち 深川」
－ 農村環境と調和した、いつまでも住み続けることができるまちを目指して －

イ 都市づくりの理念

深川市では、総合計画に基づき、建設・経済・福祉・社会教育などの、各種行政施策が行われています。

いわば総合計画とは、深川市の行政施策の羅針盤とでもいうべきものです。

深川市は、「第四次深川市総合計画」において、恵まれた自然環境や社会環境をいかしたまちづくりとするため、市民と行政が一体となってまちづくりを進める基本姿勢と、人と人とのふれあいや自然を大切に、すべての市民が住んでよかったと思えるようなまち、ふるさと深川に誇りを持てるようなまちづくりを進めるため、「市民とともに創る 住みよいまち 深川」を都市の未来像として掲げています。

そこで、深川市都市計画マスタープランにおいても、この「第四次深川市総合計画」に示す未来像を基本理念として設定します。

また、基本理念の下にサブタイトルとして、深川市の基幹産業である農業の環境と、都市環境との調和のとれたまちづくりを進めるため、「農村環境と調和した、いつまでも住み続けることができるまちを目指して」と設定します。

ウ 将来都市像

基本理念としての未来像を「市民とともに創る 住みよいまち 深川」と設定していますが、「深川市民のまちづくりアイデア集」と、庁内会議による検討を踏まえ、

- 1) 市街地を取り巻く自然・農村環境、
- 2) 広域的な位置づけ、
- 3) 人口世帯・産業などの社会環境、

の3つの視点から、以下のとおり具体的な将来都市像を設定しました。

1. 恵まれた自然環境をいかした「田園都市」
2. 市民生活の多様化、広域化に対応した「広域連携都市」
3. 全ての人々が安心・快適に生活できる「あんしん生活都市」

②バリアフリー化に係る施設整備の方針

ア 交通施設整備の方針

1. 広域的な交通に配慮した交通体系の形成を図ります。
2. JR深川駅周辺を中心に、放射+格子状の道路網をつくります。
3. 歩行者・自動車交通ネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。
4. バス交通網を充実させ、利便性の高いまちづくりを行います。

道路の整備

- 深川市は、札幌市を中心とする道央と旭川市を中心とする道北方面、及び留萌方面との分岐点にあることから、都市間の連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進めます。
- 北空知圏の中核都市として周辺都市との有機的な連携を図るため、自動車専用道路、主要幹線道路等の主要な道路整備を図ります。
- 市街地内の各地域の交通を円滑に処理するため、幹線道路を格子状に配置し、整備を図ります。
- 現在、深川市街地と広里・音江市街地を結ぶ幹線道路は、国道233号の深川橋1本です。広里・音江市街地と深川市街地を円滑に結び、広里工業団地をはじめとする都市的土地利用地の利用促進を図るため、また、災害などの有事の際への対策として、新橋整備や、深川橋の拡幅整備など、幹線道路網の強化充実を図ります。
- 住区レベルの主要な道路として、補助幹線道路の整備を図ります。特に深川市街地のJR函館本線北側地区は、コンパクトな市街地形成のための良好な居住環境を創出するために土地利用に合わせた区画道路の整備を図ります。
- 広里市街地においては、土地利用に合わせて工業団地にふさわしい幹線道路整備を図ります。
- 高齢者社会に対応するとともに、障がいを持つ人も健常な人も安全で快適な通行を確保するため、歩行者や自動車交通ネットワークの形成やバリアフリー化を進めます。中心市街地部における歩行者系道路網についての考え方は、第2編地域まちづくりプロジェクト「2. 人と環境にやさしいみちづくり・緑づくりプロジェクト」に示します。

(3) 深川市高齢者福祉計画（平成27年3月策定）第7次

①計画の基本理念・目標など

ア 基本理念

「地域の絆を深め、ともに支え合い、ともに暮らし続けられるまちづくり」

高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、市民が互いに声をかけあい、交流し、心豊かな人間関係を築いていくなかで、ともに支え合い、ともに暮らし続けられるまちの実現を目指します。

イ 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築と8つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。

地域包括ケアシステムの構築

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括システムの構築に向けた取り組みの実現が必要となります。

深川市においても、今後さらに高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や、要支援・要介護高齢者、認知症高齢者等の増加が見込まれるため、高齢者の生活を地域で支えるしくみを「地域包括ケアシステム」の考えに基づき取り組みます。

1. 介護予防・健康づくりの推進
2. 介護サービス等の基盤整備
3. 介護サービス等の質的向上
4. 積極的な社会参加の推進
5. 認知症高齢者支援の推進
6. 権利擁護の推進
7. 地域生活支援体制の整備
8. 生活環境の整備

②バリアフリー化に係る施設整備の方針

ア 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安全で快適に生活を送ることができるよう、高齢者に配慮した住宅環境や公共施設の整備を進めるとともに、関係機関・団体等と連携し、高齢者の交通安全や防火・防災などの安全対策に取り組むなど、暮らしやすい生活環境の整備に努めていきます。

具体的な施策

1. 住まい環境等の整備
利用しやすい住居・公共施設の整備、施設・居住系サービスの充実、住宅改修・介護予防住宅改修（住宅改修費の支給）、福祉除雪サービス助成事業、移送サービス事業
2. 高齢者の安全対策
防火・防災の対策、防犯の対策、地域見守りネットワークづくり事業、交通安全の対策、消費生活の対策、救助救急の対策、救急カードの普及事業、緊急通報システム設置事業

(4) 深川市障がい者計画（平成26年4月策定）第3次

①計画の目標と基本的方向など

ア 目標

障がいや障がいのある人に対する市民の理解を促進し、障がいのある人とない人の地域の中での交流や、まちづくり・地域づくりへの参加を進め、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの市民が、社会の一員としてその役割と責任を担いながら、住み慣れた地域で、「ともに学び ともに働き ともに暮らす 共生社会の実現」を目指します。

イ 基本的方向

上記目標の実現や、障がいのある人も地域の一員として、あらゆる社会活動に参加できる「完全参加と平等」に向けて、次の基本的方向により施策を展開していきます。

1) 地域で生活できる環境づくり

- 障がいの種類や程度に応じた適切なサービスを提供するため、相談支援や障がい福祉サービスの充実を図るとともに、サービス提供のための人材育成など、障がいのある人の地域生活を支援する体制の確立に努めます。

2) 自立と社会参加の促進

- 関係機関との連携を図り、発達の遅れや障がいのある子どもの早期発見、早期療育に努めるとともに、一人ひとりの子どもの障がいの状態やニーズに応じた就学指導と特別支援教育などを推進するなど、教育環境の整備・充実に努めます。
- 障がいのある人がそれぞれの能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携しながら環境づくりに努めます。
- 障がいのある人が社会の構成員として地域でともに生活でき、その生活の質的向上が図られるよう、社会参加の機会や場所の確保を図るとともに、社会参加のための支援体制づくりに努めます。

3) バリアフリー（障壁除去）の促進

- 地域社会を構成するすべての人々が、等しく普通に生活できるようにするノーマライゼーション理念の普及を図りながら、障がい者が正しく理解される啓発活動の充実や、地域福祉活動の推進に努めます。
- 障がいのある人だけではなく、子どもや高齢の人など誰もが使いやすく、安全で快適に生活できるよう環境の整備に努めます。
- どのような障がいがあっても、必要な情報を障がいの特性に応じた手段で、必要なときに受信し、利用し、発信できる情報バリアフリーの環境づくりに努めます。

②バリアフリー化等に関する事項

ア バリアフリー（障壁除去）の促進

- 1) 権利擁護・理解の促進
- 2) 生活環境
- 3) 情報・コミュニケーション（意思伝達）

バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

<現状と課題>

「多くの人が利用する建物や公共空間においては、あらゆる人が使いやすいように配慮が必要」という考え方に沿って、本市では、生活環境の整備を進めていますが、公共の建築物や道路、交通機関などの生活に密着したものに関しては、今後とも、バリアフリー化を進めていく必要があります。

<基本方針>

障がいのある人もない人も、誰もが使いやすく、安全で快適に生活できる生活環境の整備を推進します。

<主要施策>

1) 住まいの整備

- 障がいのある人や高齢の人に配慮したユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備に努めます。
- 障がいのある人の地域での自立生活を推進するため、グループホームなど、障がいのある人が日常生活を営む上で必要な支援機能を備えた住まいの整備の促進に努めます。
- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進などに努め、障がいのある人が、賃貸住宅等に円滑に入居できるよう支援します。

2) 福祉のまちづくりの推進

- 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設や公園、道路、住宅などが誰にも利用しやすいものとなるよう、関係者などへ条例の趣旨や、条例に基づく各種施策等の周知に努めます。
- 障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進に努めます。

3) 移動・交通機関等のバリアフリーの促進

- 誰もが安心して移動できるよう、関係機関と連携し、違法駐車や路上放置物などの歩道の障害物除去に努めるとともに、幅の広い歩道や点字ブロックの設置、歩道の段差解消などの整備・改善・補修と歩道除雪の充実に努め、歩行空間のバリアフリー化の促進に努めます。
- 障がいのある人が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、「北海道福祉のまちづくり条例」に沿った整備が行われるよう、条例の趣旨の普及に努めます。
- 公共施設などにおいて、車イス使用者などが利用しやすい多機能トイレやオストメイト対応トイレの整備に努めます。
- 乗用車が重要な移動手段となっている障がいのある人の自動車改造や自動車運転免許取得の支援に努めます。



第 3 章
市民意向の把握

第3章 市民意向の把握

誰もが安全・安心な日常生活を営むことができる環境の実現をめざすという視点に立って、高齢者及び障がいのある方等の日常生活上よく利用する施設、あるいは移動上困ることがある道路等について、バリアフリー政策の課題を知るために「市民アンケート」を実施し、本市におけるバリアフリーに関する市民意向を把握しました。

1 市民アンケート調査からの把握

(1) 調査の概要

○調査期間

平成27年12月24日（木）～平成28年1月25日（月）

※集計の対象：2月5日（金）到着分まで

○調査方法

住民基本台帳及び各種障がい者手帳の所持者から無作為抽出を行い、郵送による配布及び回収。本人（またはご家族）による自己記入方式（無記名）

○回収状況

対象者	配布数（世帯）	回収数（件）	回収率
乳幼児連れ （0～2歳児の親） 及びご家族	100	11	11.0%
高齢者（65歳以上） 及びご家族	400	89	22.3%
身体障がい者 及びご家族	410	91	22.2%
視覚障がい者 及びご家族	30	6	20.0%
知的障がい者 及びご家族	30	9	30.0%
精神障がい者 及びご家族	30	9	30.0%
その他	—	5	—
計	1,000	220	22.0%

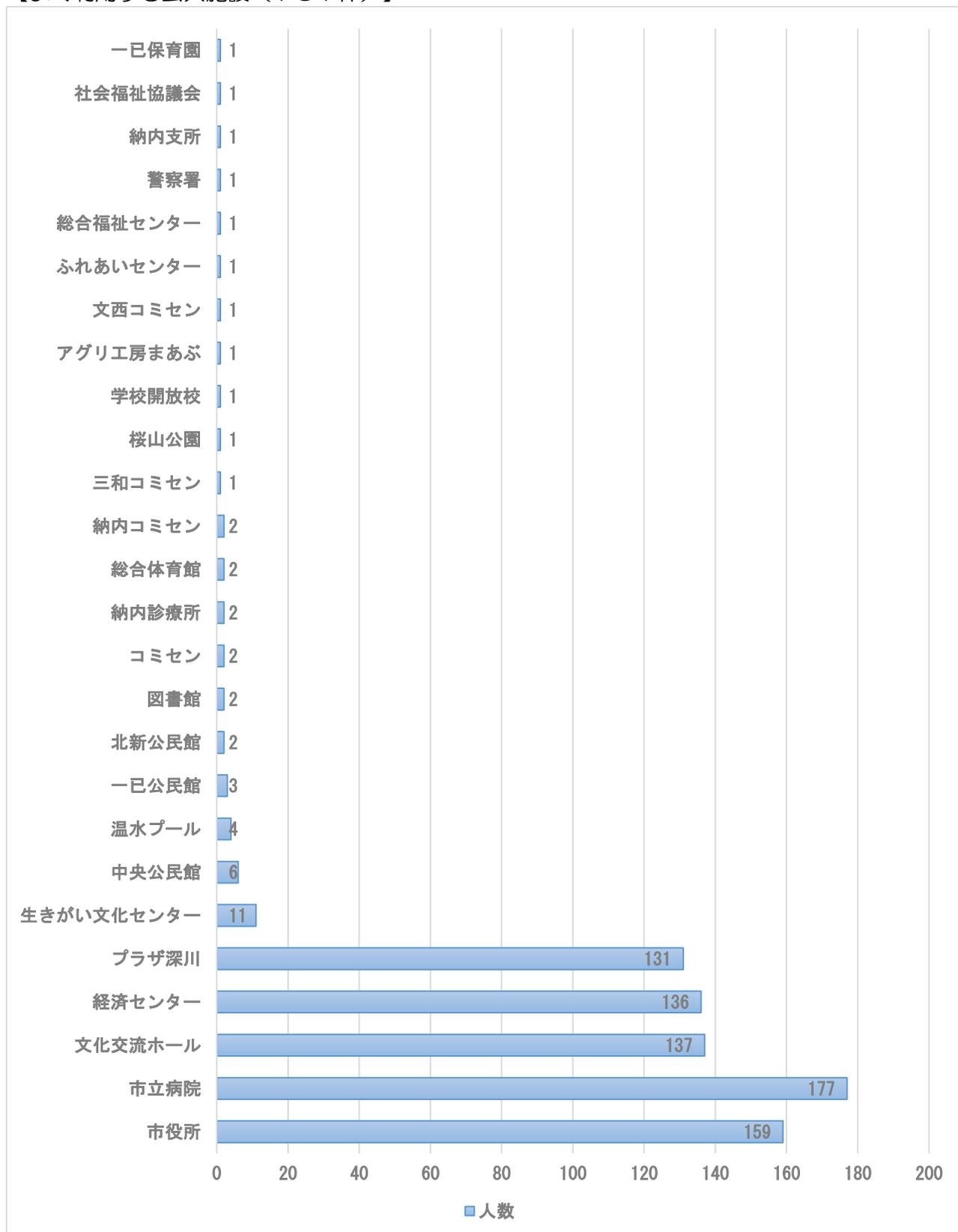
※ご家族の方と相談して回答いただくをお願いをしているため、1件の回答で複数の対象者がいる場合があります。

2 アンケートの集計

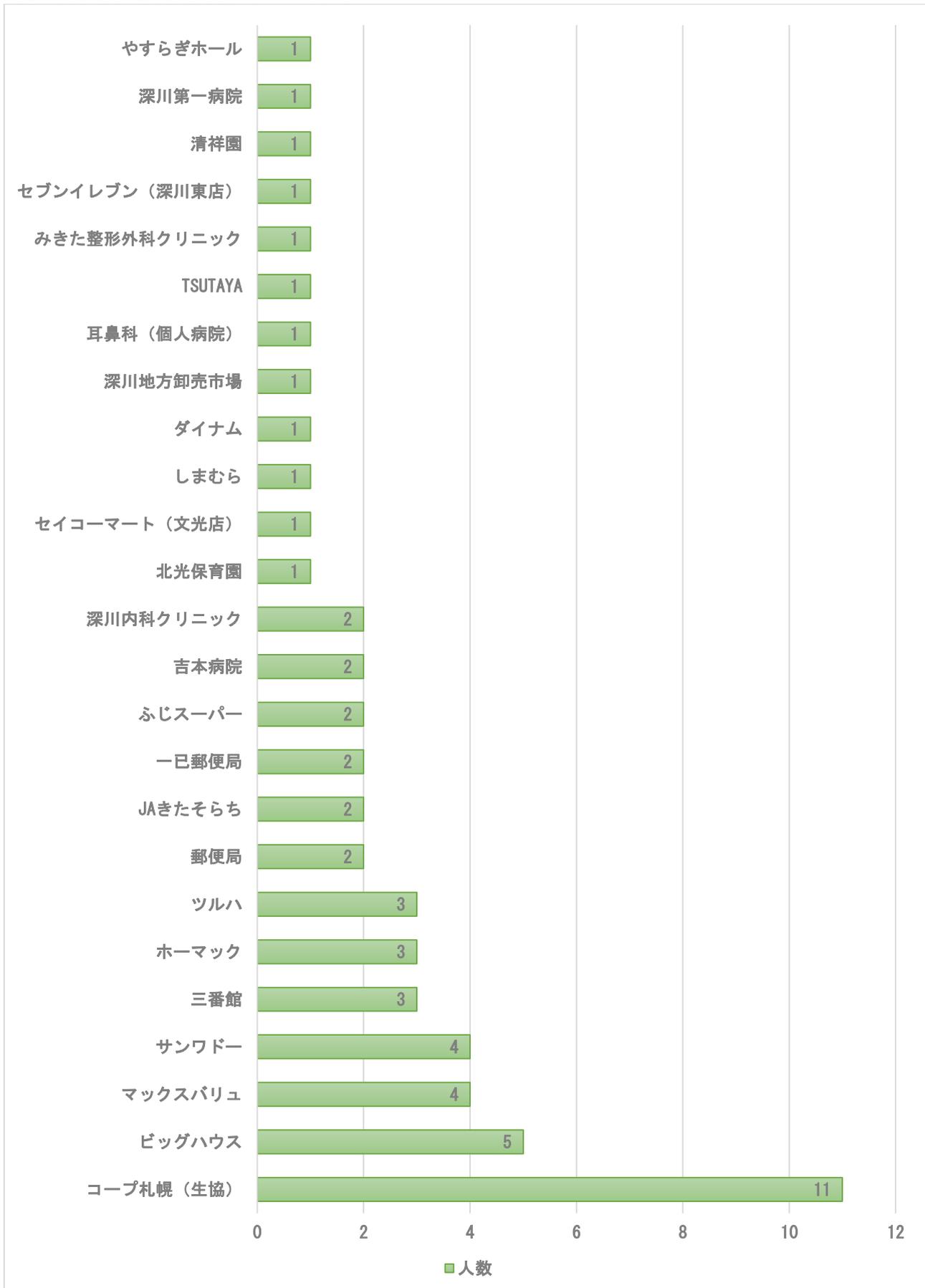
(1) よく利用する施設

高齢者、障がい者等がよく利用する公共施設として市役所、市立病院等があげられています。
また、民間施設としては、食品スーパー、郵便局等があげられています。

【よく利用する公共施設（787件）】



【よく利用する民間施設（57件）】

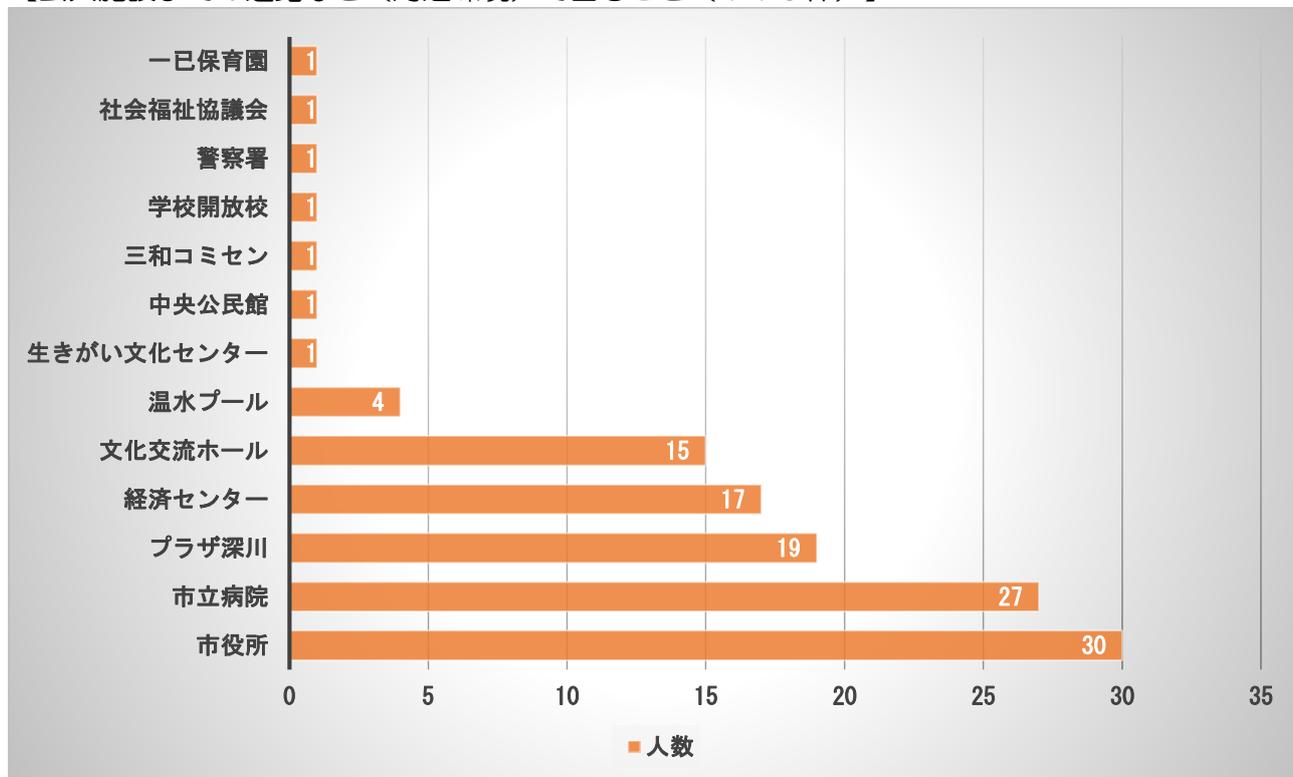


(2) 利用する施設までの道路（周辺環境）で困ること

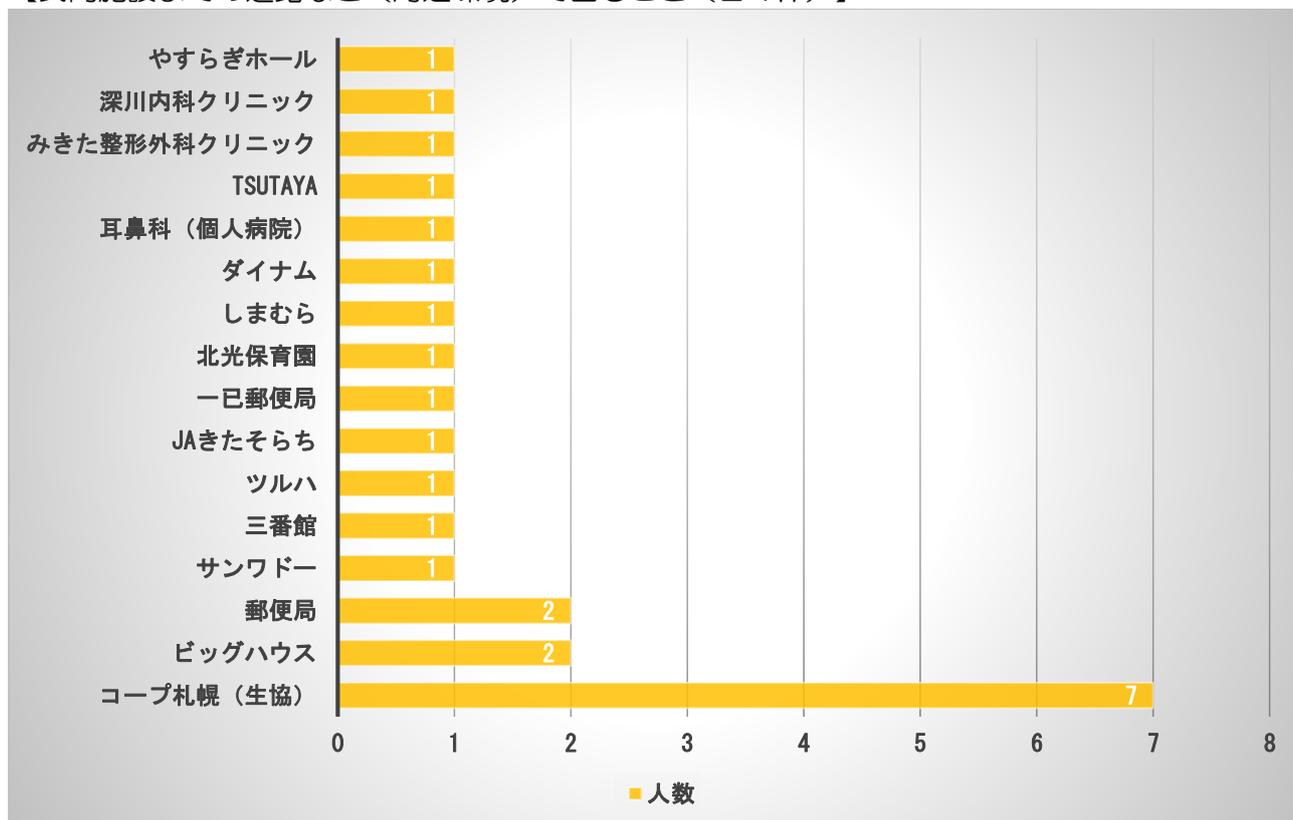
利用する施設までの道路（周辺環境）で困ることがある公共施設として、市役所、市立病院、プラザ深川等があげられています。

また、民間施設としては、食品スーパー、郵便局等があげられています。

【公共施設までの道路など（周辺環境）で困ること（119件）】

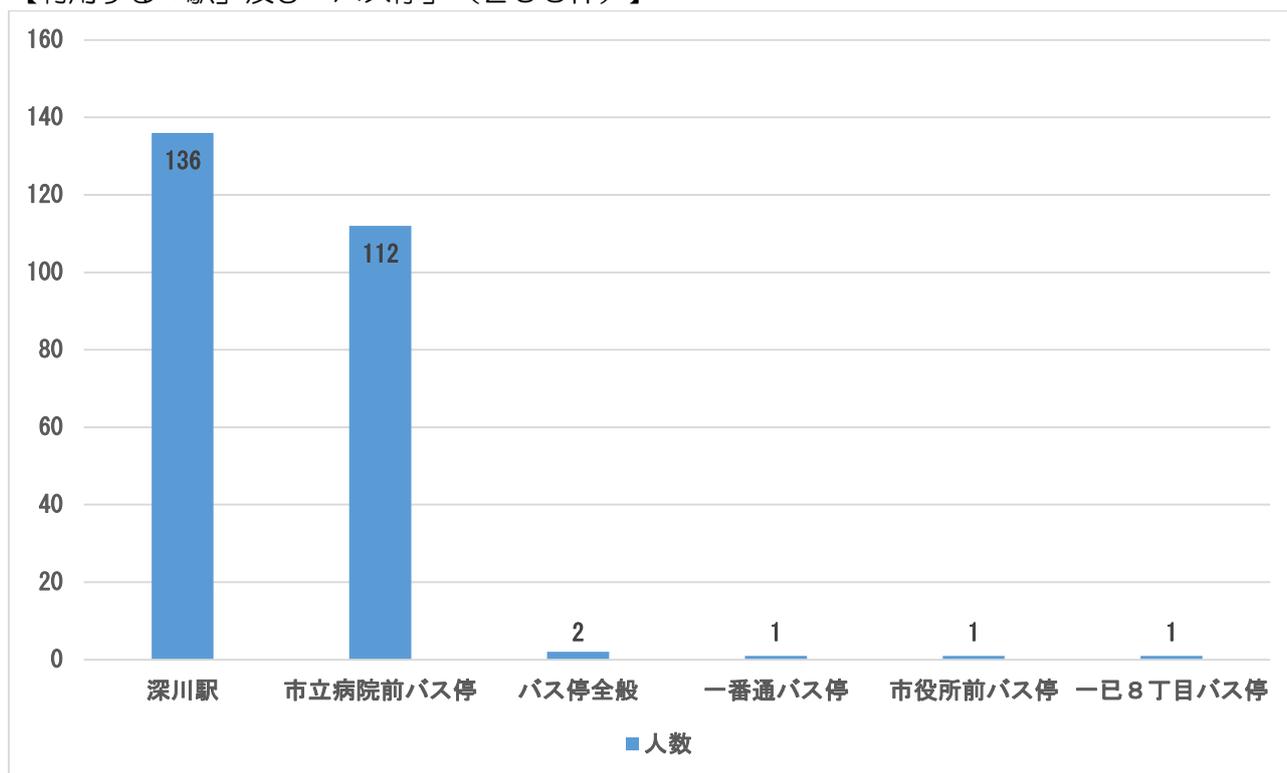


【民間施設までの道路など（周辺環境）で困ること（24件）】



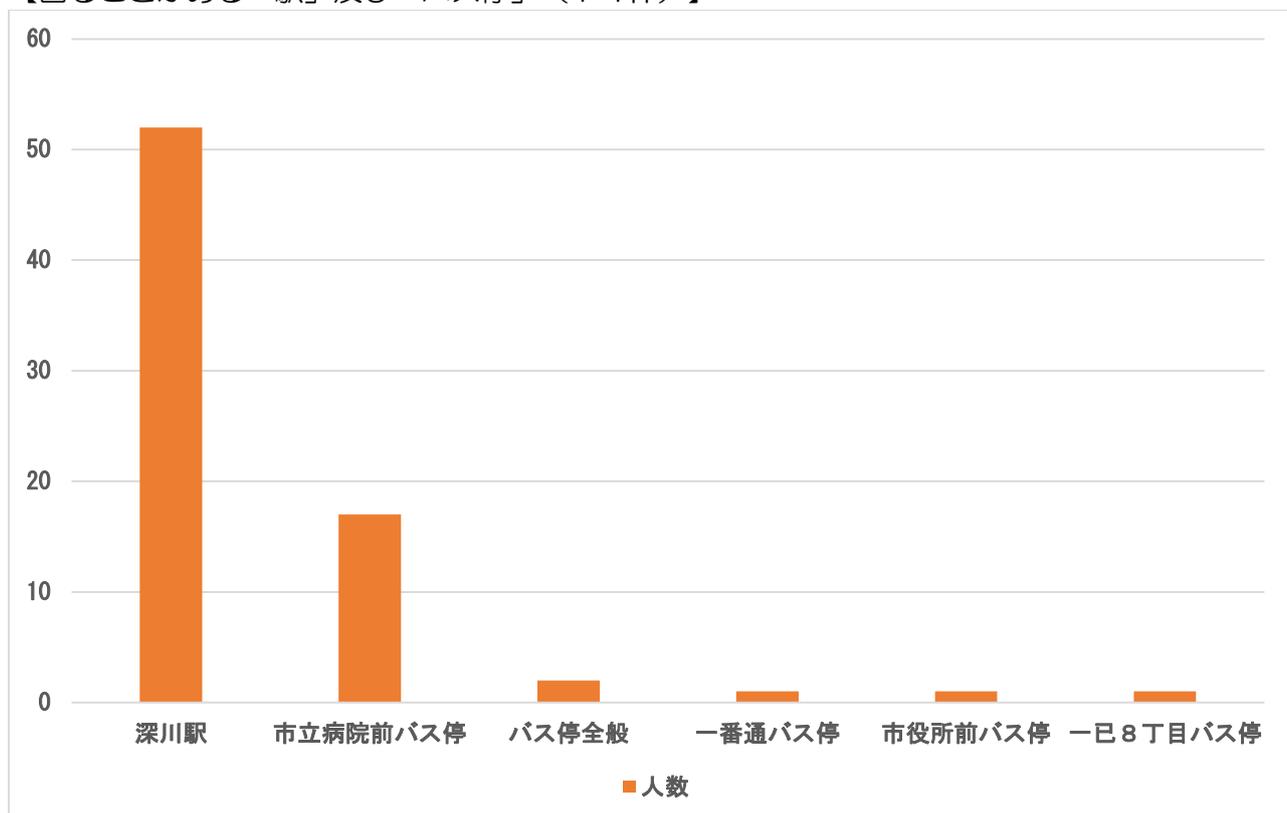
(3) 「駅」及び「バス停」の利用状況

【利用する「駅」及び「バス停」(253件)】



(4) 駅及びバス停周辺の道路など(周辺環境)で困ること

【困ることがある「駅」及び「バス停」(74件)】



3 アンケート結果

(1) 主な意見

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">乳幼児連れ（0～2歳の親） 及びご家族</p>	<p>公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱がある赤ちゃんや幼児を遠くの駐車場にとめて歩くことが大変。 ・駐車場がせまい。 ・駐車場がうらで不便、せまい。 ・駐車場が遠い。 ・床が固い。子供が危ない。 <p>民間施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が遠い。 ・駐車場が遠い。冬期間、駐車場ではない通路に駐車する車が多く、乳幼児を連れて歩きづらい。 ・駐車場。人の行き来が多く事故になりかねない。 ・移転した後、近くの交差点の交通量が増えたが「一時停止」の標識がないので危ない。 <p>駅及びバス停</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置。 ・雪や雨の時、ふきさらしで待ってる間濡れる。 ・駅内エスカレーターもエレベーターも無く、障がいを持った方、年配の方、小さい子供をかかえた方にはとても不便。 ・深川駅構内が階段。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">及びご家族 高齢者</p>	<p>公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場からの一番近い裏口が狭い。車利用者のほとんどが裏口使用なのに！ ・冬、西側入口より建物入口迄の人道も雪掻きされていると安心して歩くことができる。 ・駐車場が近くない事。 ・歩道が下がり汚水桝の突出により除雪が粗暴の為車道を歩く人が多く危険。初冬より12月末頃迄が危険。 ・階段が不便。 ・空地、バス停が無く不便。 ・町中より遠い。 ・デ・アイヘ外から直接入る際、出入口で足もとがすべる。（冬） ・冬場徒歩で市立病院へ月に何度か通うのですが途中長椅子が置かれているのはとても助かります。 （駅前通りに2個旧井出金物店跡のバス停の椅子はとても助かっております） ・自転車置場が少したりない。 ・出入口の階段が高い。 ・駐車場への入り方（左側）車が混む時、混乱する。現在の入口を別にするように。 ・駐車場が狭い。イベントがある時、近くに臨時駐車場を。 <p>民間施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車スペース少。本来郵便局が努力すべき課題と思うが。（利用者の為に） ・駐車場出入口が狭い。 ・横断用信号がほしい。 ・駐禁と駐車可の区別がわかるようで、それほどはっきり分らない。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">及びご家族 高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第一病院、信金、郵便局それぞれのゾーンが不明確。 ・道路をはさんで渡るのが大変。（車をとめる時） ・スロープになっていると冬は逆にすべってあぶない。 ・階段の手すりとスロープ。 ・車の出入りで危険を感じるので道路に左折、右折の標示又は標識をつけるとか。 ・12月のべた雪の頃、信号機に雪がついてわからなくなる。（4箇所の信号が全部雪がつくことがある、事故もある） <p>駅及びバス停</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスにのるとき。 ・駅の中にエレベーターがない。 ・車道まで屋根付歩道があればうれしいですね。 ・待合室にどこ行きのバスが来たことを知らせる放送が流れれば良いですね。年寄りがわざわざ出て確認に行く姿が見られることが多い。 ・バスをまつ小屋が寒い！ ・札幌に行く時は①なのですが帰りは②なので階段は必ず通ります。困ります。 ・駐車スペース少 冬期歩道路の確保除雪を！ ・駅までの歩きが大変。 ・駐車場が少なく困る。 ・車道と歩道との段差がない所が何ヶ所かあるとうれしい。 ・駐車場が少なすぎる。 ・階段が多い。 ・駐車する場所が少ない。 ・階段の昇降はつらい。 ・駐車場を広くしてほしい。 ・駅まで遠い。 ・ホームにエレベーターほしい。 ・冬場は寒いね。 ・駅の階段は急傾斜。エレベーターの設置を望む。 ・エレベーター、エスカレーターがないので車いすの人は一切利用できない。 ・冬にまわり道をしなければならぬ事、雪をつんで有るから。 ・駐車スペース足りず。 ・駅の中の階段が不便。 ・夏場は自転車を利用しているのですが、バスを待つ人で道幅が狭い。（時間帯にもよるのでしょうが） ・駅からの送り迎えの際、駐車場が必要。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">及びご家族 身体障がい者</p>	<p>公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者駐車場に普通車が使用している。 ・駐車場が少ないと思います。 ・冬期間の除排雪がとても不足している。車どうしの通行が不便で危険である。 ・車椅子での入場無理。 ・駐車場が少ない。 ・働く婦人の家の駐車場に身体障がい者用の駐車場有ったら良い。 ・冬の道路の除雪の仕方。 ・駐車場が不便。 ・役所の外階段、中の階段の段差をせまくしてほしいです。 ・正面玄関の車いす専用路が上がりづらいので冬は困ります。

- 外の薬局まで行く時の道路がバス停近くの信号機当りまでデコボコ有りました。
- 足が悪く股関節手術しているので自力では中々遠くは歩けません。
- 利用する機会は多いが車がないと、タクシーでしか行けない点。
- 玄関まで雪があり転倒しそう。
- 交通手段がタクシーしかない点。
- 車の駐車。
- 車の駐車する所がない。
- 屋根のある障がい者用駐車場を作ってほしいです。
- 駐車場がせまいです。
- (旧) 婦人の家の2階に男女障がい者おむつ替ベットの共有のトイレが一箇所あると助かります。
- 障がい者駐車場に一般者と思われる車がとめてあり、ア・エールを利用する時ガツカリします。冬でもわかりやすい表示をねがいます。
- 階段がキツイ。
- 道路に歩道・家の雪を出す人がいて見はらしもきかず危ない。(ふじからのつき当り・一条)
- 利用者が少ないのに、その他の車の方が多く駐車できず困ることがある。
- 車をそばに停められない。

民間施設

- 西側の歩道の傾斜がきつい。
- 車椅子での出入り出来れば三角台でもスロープなどほしい。
- 店内が狭いので車椅子で通れない。
- 買物が遠い。
- 冬の歩道がきけん。
- 車イスでの利用が難しい。
- 足が悪いので遠くていけない。

駅及びバス停

- 循環バスの乗り降り場所が除雪されてなく利用が出来なかった。
- エレベーターをつけてほしい。
札幌行って帰って来た時買物持って階段はきついです。
- 階段が上りづらい。エスカレーター設置。
- ターミナル設置(建物)。
- 稲穂町1丁目からの歩く距離が遠い。
- 車椅子では無理なので行けない。
- 歩道と思われる場所に高く排雪が積まれている。
バリアフリー以前の問題です。
- 駐車場が少ない。
- 駅、階段が登れない。
- 待合室がせまく冬は寒い。
- 駐車スペースの少なさ。
- エレベーターがないこと。
- 駐車場不便。
- 冬期の寒い日、さむい。
- 駐車場が狭く駐輪場を減らして駐車場を多くした方がよい。足の不自由な人など遠くに車を止めて歩くのはすごく大変な事。もう少し考えてほしい。
- 少し足が不自由なので駅の階段がエスカレーターになると良いと思う。
- 雪道は特にすべって歩けない。
- 一般車輛の駐車場が少ない。

<p>身体障がい者 及びご家族</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院前のバス停に暖房機を設置。 ・病院前バス停が出来てから周辺が混雑し車で走っていても危険だと思う事が有ります。 <p>バスが止まっていると対向車線にはみ出なければ通過できなかったり前方の見通しが悪かったりします。又病院前の信号機はかなり手前で止まらなければ信号が見えません。病院出入りの車は多いので、バスの発着点になるバス停は変更すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターがないので、車いすでは不自由。 ・階段が長くて、大変です。 ・駅に階段しかない点。 ・車の駐車する所が少ない。 ・駐車場の台数が少ないです。（JR利用時） ・駐車場が少ない。（送迎などの時） ・使用頻度はないですけどエスカレーターかエレベーターを。（跨線橋） ・バス待ちの建物がせまい、寒い。 ・すぐ駅前でとまるバスの運行がないのは不便です。 <p>駐車場が少ない（駅前に）障がい者用もほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足の悪い者にはきびしいと思う！1cmの段差も苦である。 ・階段の昇り降りが大変です。 ・買物などできない。お手洗い。 ・エスカレーターかエレベーターがほしい。
<p>視覚障がい者 及びご家族</p>	<p>公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の除雪が悪い。道路横断の信号が無い。 ・エレベーターが無いと移動が困難。 ・駐停車する時に乗り降りの場所を確保が難しい。 ・市役所に車イスでも入れる用にスロープがあれば。（手すりもつけてもらえれば）と思います。 <p>駅及びバス停</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターが無いと利用不可。 ・2条25番付近の歩道の除雪がされないので一已8丁目バス停に行くのに車道を通らなければならず、大変危険を感じています。ぜひ除雪をお願いします。
<p>知的障がい者 及びご家族</p>	<p>公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校帰りに歩道がなくこまっている。
<p>精神障がい者 及びご家族</p>	<p>公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅より遠い。 ・市役所の玄関階段。 ・薬局が道路向いは大変不便。 ・住居より離れているので利用はほとんどなし。 <p>駅及びバス停</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発着時間の待ち合わせに不便。 ・階段の為利用出来ずエレベーターがほしい。

その他	<p>公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天下り先ばかりつくって税金の無駄使い。市民、観光客の真の利便性を考えること。 <p>民間施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場と店が離れていてあぶない。 <p>駅及びバス停</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、エスカレーターなどが1つもないので、高齢者や荷物が多い時は階段だと大変。
-----	---

(2) 考察

公共施設及び周辺環境については、駐車場が狭い及び少ない、障がい者用駐車場を利用したくても普通車が止まっていて利用できない等の駐車スペースについての意見が最も多く、エレベーターの設置に関しての要望も多くありました。

また、歩道に雪があることにより通行しにくい、車道も車の通行が不便な場所があるなどの意見が寄せられています。

民間施設及び周辺環境については、駐車場が遠い事や冬の歩道交通について不便を感じている意見がありました。

駅については、駐車場の確保及び建物内にエレベーター設置を望む声が非常に多く、バス停については歩道の雪対策についての意見が多い結果となりました。

公共施設や駅にエレベーター等を設置、道路の段差解消や歩道整備要望などのバリアフリー化の推進が求められており、多くの市民が安全に安心して移動できる環境づくりに関心を持っているということが伺えます。



第4章

移動等円滑化の基本理念と基本方針

第4章 移動等円滑化の基本理念と基本方針

1 バリアフリーの基本理念

本市では、第五次深川市総合計画（2012～2021年度）を策定し、目指す都市像を「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」とし、これを実現するために、まちづくりの各分野における施策として、美しく豊かな自然環境のもと、都市基盤の整備や生活環境施設の充実、バリアフリーの促進を掲げています。

さらに、市民が心身とも健康で豊かで広い心を持ち、安全で安心して暮らしていけるよう、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が暮らしやすく、利用しやすい、ユニバーサル社会をめざすことが必要です。

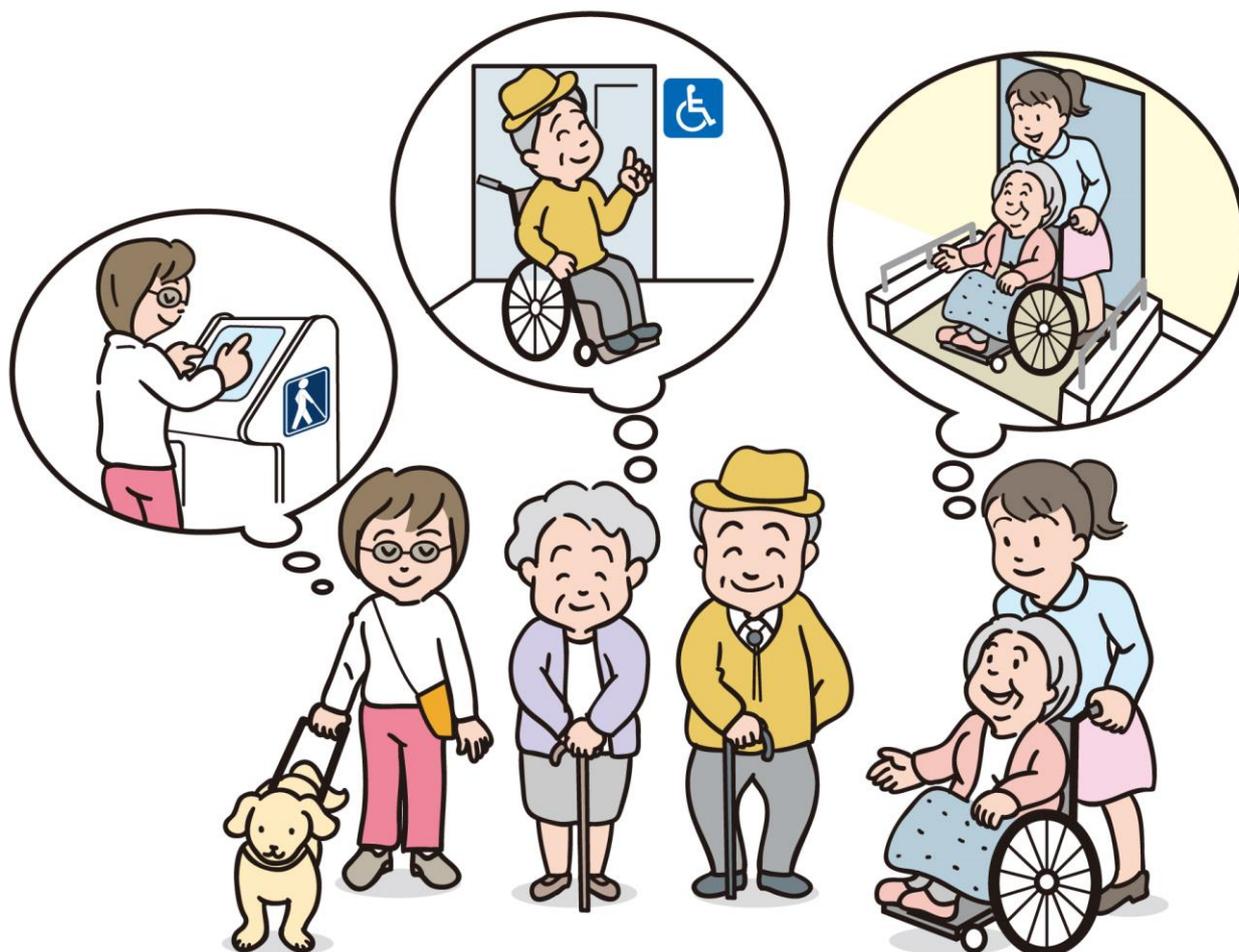
誰もが安心して安全・快適に日常生活を営む上で、公共交通機関や歩行空間の移動の円滑化、公共施設をはじめとする施設のバリアフリー化は、必要不可欠なものであるとともに、同時に多様な社会参加が可能となり、人々が生き生きと活動し、活発な交流を促進するものです。

このようなことから、バリアフリーの基本理念を以下のとおり設定します。

<バリアフリーの基本理念>

誰もが快適に、誰もが安全安心に、暮らせる未来のまちづくり

すべての人が安全に安心して移動できる環境づくり



2 バリアフリーの基本方針

バリアフリーの基本理念に基づき、6つの基本方針を定め、バリアフリーを推進します。

①高齢者や身体の不自由な方などが安全・安心に活動できるまちづくりの推進

高齢者や身体の不自由な方、妊産婦やケガ人など、移動等に制約を受けるありとあらゆる人が安全・安心して活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路や歩道をはじめとする、鉄道、バス等の公共交通施設や建物等のバリアフリー化に取り組みます。

②重点整備地区におけるバリアフリー化の推進

効果的に事業を推進するため、中心市街地に重点整備地区を設定し、優先的かつ総合的にバリアフリー化を進めるとともに、景観に配慮しつつ防災上も有益な無電柱化の促進に努めます。

なお、重点整備地区以外についても、道路や施設等の新設・改修を行う際には、本構想の考え方に基づいた整備を行うなど、将来に向けて市域全体のバリアフリー化に努めます。

③心のバリアフリーの促進

実効性のあるバリアフリー化を実現するためには、ハード面の整備と併せて、ソフト面の取り組みが必要不可欠であることから、高齢者や身体の不自由な方など、当事者に対するサポート意識やマナーの向上に向けての、各種広報・啓発活動や学校教育等を通じた、意識の高揚を図る取り組みを進めます。

④市民の参画と関係機関とが連携したまちづくりの推進

効果的、効率的な整備を進めるため、事業者や国・北海道・深川市の連携を図るとともに、計画段階から市民参加を基本とし高齢者や身体の不自由な方などとの意見交換を実施するなど、利用者からの視点を反映した上で、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリーの推進に取り組みます。

⑤冬期間の積雪・凍結に対する配慮

冬期間の歩道は積雪や凍結により、路面に凹凸ができて、歩きにくい危険な箇所が多く見受けられます。

これら冬期特有の障がい（バリア）を軽減するため、歩道除雪の拡充や砂まきなど、快適な歩行空間を確保するため地域と連携し、より一層の除雪体制づくりの強化に努めます。

⑥バリアフリー事業における計画的・継続的なスパイラルアップ

事業の必要性や緊急度、市の財政状況などを勘案した上で、短期的な取り組みと中・長期的な取り組みに区分し、より実現性のある事業プログラムを作成します。

また、事業の推進にあたり、「P・D・C・A」サイクル、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（検証）→ACTION（改善）」を繰り返すことにより、掲げた目標達成のための改善サイクルをマネジメントします。



第 5 章

重点整備地区の設定及び生活関連施設、 生活関連経路の選定

第5章 重点整備地区の設定及び生活関連施設、生活関連経路の選定

1 重点整備地区の要件

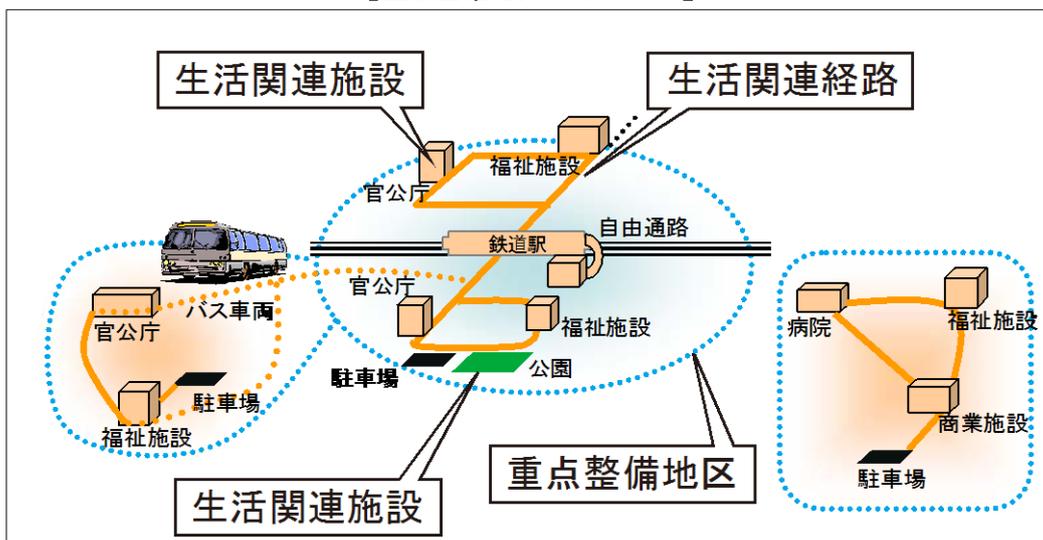
一定の地区における施設や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区を設定します。

なお、設定にあたっては、バリアフリー新法第2条第21号と同法に基づき、国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の下記の要件を考慮し、特に優先してバリアフリー事業の実施が必要であると認められる地区を重点整備地区として位置づけます。

【重点整備地区の要件】

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
 - ア 生活関連施設のうち、特定旅客施設または特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが、おおむね3施設以上あること
 - イ それらの施設間の移動が通常徒歩で行われる地区あること
 - ウ その地区の面積はおおむね400ha未満（2km四方）とする
- ②生活関連施設および生活関連経路について、バリアフリー化事業が特に必要な地区
 - ア 重点整備地区は、その趣旨から、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であること
 - イ 高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が、特に必要な地区であること
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
 - ア 都市機能として、高齢者、障がい者等に、交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などを与えられる地区であること
 - イ 各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、都市機能の増進を図るうえで、有効かつ適切であると認められる地区であること
- ④境界の設定等
 - ア 重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等により明確に表示する

【重点整備地区のイメージ】



引用：国土交通省ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/outline.pdf>)

2 重点整備地区の設定

市内における主な日常生活施設の分布・集積状況を踏まえ、施設の集積度や利用状況、並びに利用上の問題点の有無、上位・関連計画での位置づけ等について、総合的に比較・検討を行った結果、日常よく利用する施設が最も集積し、利用上の課題のある施設が立地する市街地中心街を重点整備地区として、次の要件を考慮し範囲を選定します。

- 生活関連施設（旅客施設）であるJR深川駅を中心とした、市役所・市立病院等の公共施設を含む徒歩圏内（約2km）
- バリアフリー上の課題がうかがえる施設を含み、一体的なバリアフリー化の推進が都市機能の増進に寄与する生活関連施設を包括する範囲
- 区域の境界は主要な道路（街路決定路線等）、鉄道等の地形・地物を基本とする

※市内における主な日常生活施設の分布状況図（32ページ参照）

3 重点整備地区の区域

重点整備地区の区域については、北はJR函館本線と国道233号を越えたあたりから、東へ向かい市道一已7丁目線までの区間の市道蓬莱通線を境に、東は縦通りに市道一已7丁目線を含みます。

南は市道一已5丁目線までの道道旭川深川線沿線を含み、さらに市道一已5丁目線から西へ向かい、市道6丁目線までの市道公園通線を含んだ区間とし、西については、市立病院を含みながら道道旭川深川線までを北上し、その道道旭川深川線沿線を含んだ上、西へ向かい縦通りとして市道11号線を含む、東西に細長い区域を重点整備地区エリアとします。

※重点整備地区の区域図（33ページ参照）

4 重点整備地区の概況

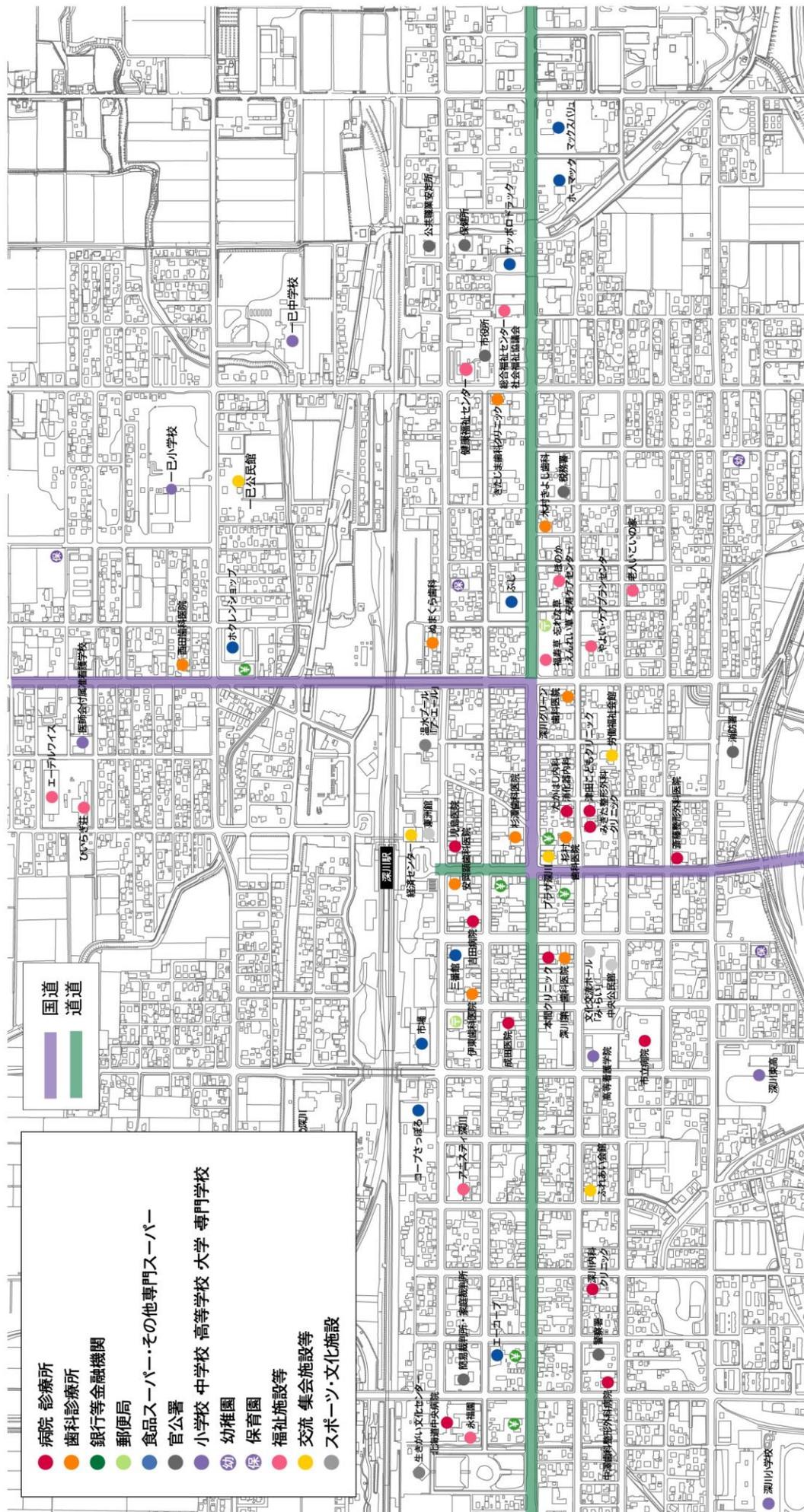
市内中心市街地に位置するJR深川駅周辺および駅前通は、古くから商店や飲食店、民間の医療施設、数多くの小売店等が建ち並びとともに駅を中心とし、多くの人々が行き交い利用する公共施設や様々な日常生活施設が集積しており、北空知圏の中心的役割も担っている地区であります。

さらに駅と市立病院・文化交流ホールを結ぶエリア、並びに駅を中心に東西方向、市役所や保健所、生協などが点在するエリアを結ぶ地区は、人口密集地でもあり、現在、急速に進展する高齢者社会を目の前に、バリアフリー化による高齢者や障がい者等の社会参加の促進や利便性のさらなる向上が期待されます。

そこで、誰もが安全・安心で快適に生活できる環境整備を進めるため、この地区を重点整備地区として、優先的にバリアフリー事業に取り組まなければなりません。

※尚、重点整備地区以外の地区においても、道路や公共施設等の新設又は改修を行う際に、本構想の考え方に基づいた整備を実施する必要があります。

【市内における主な日常生活施設の分布状況図】



5 生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設には、公共・民間施設を問わず、様々な施設が該当します。

「相当数の高齢者、障がい者等が利用する」という観点から、市民の利用の実情に合わせ、次の要件を考慮し、優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として選定します。

但し、生活関連施設＝（イコール）特定事業の実施ではありません。

- 不特定多数の人が利用する施設
- 公共性、公益性の高い施設
- 高齢者、障がい者等が日常生活および社会生活において利用する施設
- 移動等円滑化基準に適合しているか否かに関わらず、生活関連経路選定上必要と判断される施設

【生活関連施設】

施設名	施設の名称	管理者	備考
旅客施設	JR深川駅	JR北海道	
建築物	深川市役所	深川市	
	健康福祉センター	深川市	
	総合福祉センター	深川市	
	文化交流ホール	深川市	
	中央公民館	深川市	
	深川市立病院	深川市	
	経済センター	深川市	
	プラザ深川	深川市	
	温水プール	深川市	

(2) 生活関連経路の選定

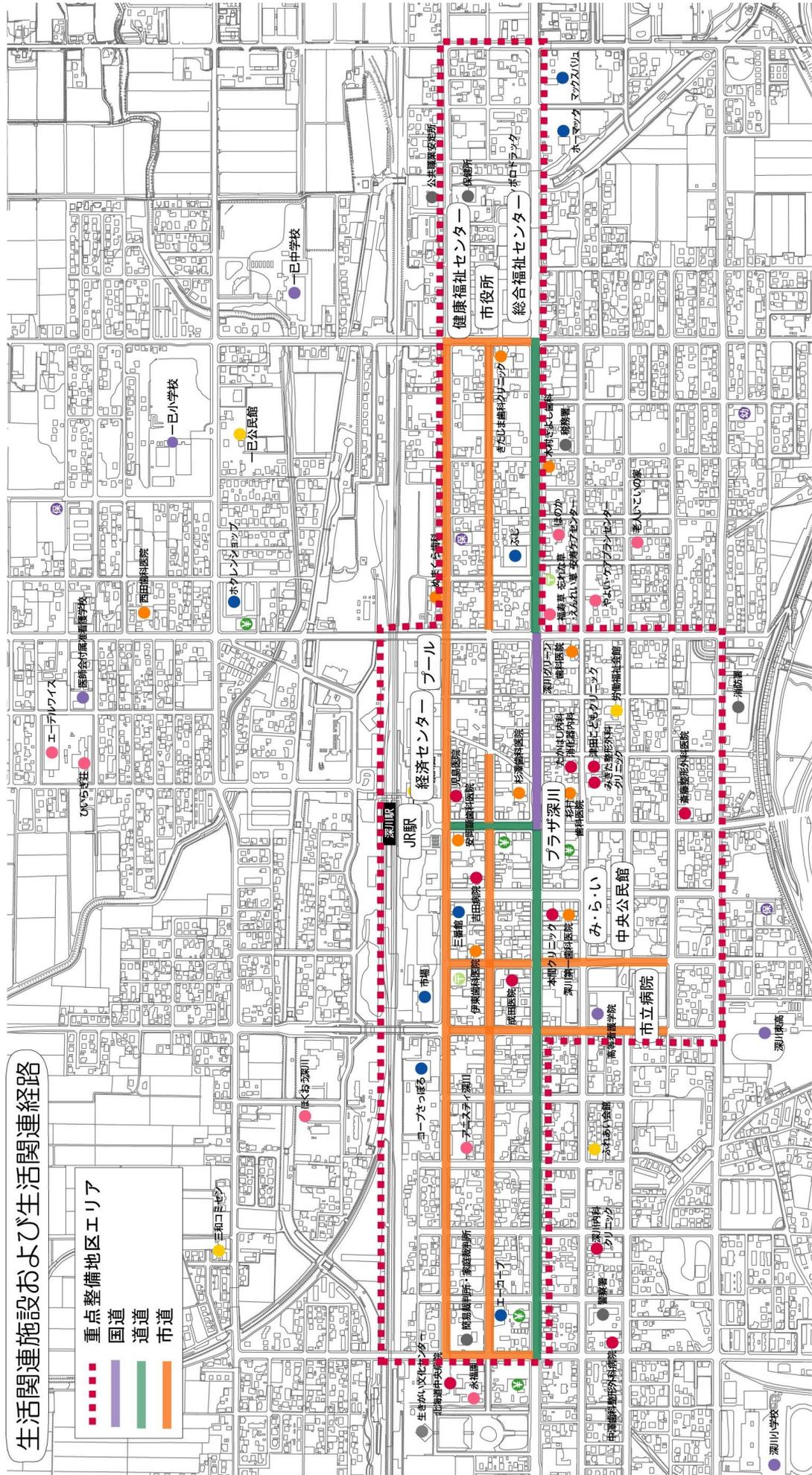
現地調査やアンケート調査等による利用実態・要望などを参考に、生活関連施設や主要な公共施設を結ぶ経路を生活関連経路として位置づけ、次の要件を考慮し、重点的・優先的に移動円滑化基準に沿ったバリアフリー化を目指します。

- 旅客施設と市役所や市立病院等の官公庁施設を結ぶ経路
- より多くの人々が利用通行する経路
- 重点整備地区内の生活関連施設相互の連絡に配慮した経路

【生活関連経路】

種類	路線名	区間	備考
国道	国道233号	道道深川停車場線～市道一已5丁目線	
道道	道道深川停車場線	市道蓬萊通線～国道233号	
	道道深川雨竜線	市道11号線～国道233号	
	道道旭川深川線	国道233号～市道一已6丁目線	
市道	市道蓬萊通線	市道11号線～市道一已6丁目線	
	市道仲町通線	市道11号線～市道片町線	
		国道233号～市道一已6丁目線	
	市道11号線	市道蓬萊通線～道道深川雨竜線	
	市道6丁目線	市道蓬萊通線～市道寺前通線	
	市道7丁目線	市道蓬萊通線～市道寺前通線	
	市道一已6丁目線	市道蓬萊通線～道道旭川深川線	

【生活関連施設および生活関連経路の位置図】





第6章

重点整備地区の現状と課題

第6章 重点整備地区の現状と課題

1 重点整備地区の課題の抽出

(1) 中心市街地において整備が必要と思われる施設、道路の現況調査

中心市街地における施設や道路の現況を把握するために、市立病院および文化交流ホールと交通の要所であるJR深川駅を結ぶエリアにおいて、施設や道路のバリアフリーの現況を調査しました。



市道6丁目線 歩道



市道7丁目線 歩道



プラザ深川 玄関 スロープ



国道233号 歩道



健康福祉センター 点字案内板



市道花園通線 点字ブロック



市役所 正面玄関



道道深川雨竜線 歩道



市立病院 玄関 点字ブロック



道道深川停車場線 歩道



市立病院 駐輪場



市道仲町通線 歩道



JR深川駅 障がい者トイレ



市道蓬莱通線 歩道



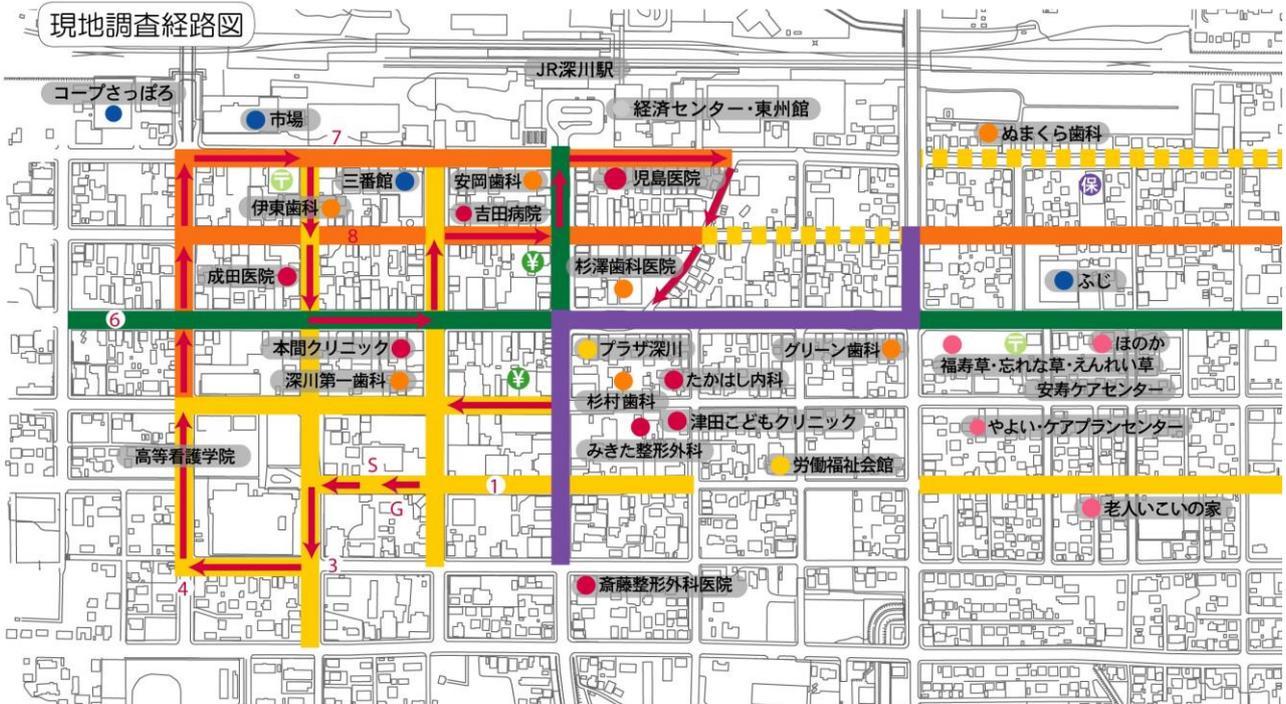
文化交流ホール オストメイト

(2) 現地調査からの把握

高齢者や障がい者など、多くの人々が利用する施設及びその周辺の道路で障がい（バリア）となっている場所や課題について、実際にまちを歩いて点検する現地調査を行いました。

また、現地調査のあと、ワークショップによりバリアフリー上の課題や整備要望等の意見交換を行いました。

なお、調査にあたっては、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」をもとに、調査を実施しました。



①調査概要・目的

バリアフリー基本構想の重点整備地区を含む、中心市街地内の主要な施設や道路の現状を把握するために、協議会委員各位の参加を頂き現地調査を行いました。

②調査日時 平成27年10月22日（木）午後より

調査対象施設

- | | | | |
|-----------|--------------|------------|-----------|
| 1. 市道花園通線 | 2. 市道7丁目線 | 3. 市道寺前通線 | 4. 市道6丁目線 |
| 5. 市道森元通線 | 6. 道道深川雨竜線 | 7. 市道蓬莱通線 | 8. 市道仲町通線 |
| 9. 市道8丁目線 | 10. 道道深川停車場線 | 11. 国道233号 | |

参加者 19名

(3) 市内にある主な公共施設の利用状況調査からの把握

高齢者や障がい者など、市民の皆さんが多く利用する公共施設において、普段から気になるところ、お困りのことや施設に対する不満・要望などの聞き取り調査を行いました。

①調査概要・目的

前述、現地調査の概要・目的に同じ。

②調査日時 平成27年11月1日（日）～11月13日（金）

調査対象施設

- | | | | |
|------------|-------------|-------------|----------|
| 1. 市役所 | 2. 健康福祉センター | 3. 総合福祉センター | 4. 市立病院 |
| 5. 文化交流ホール | 6. 中央公民館 | 7. 経済センター | 8. JR深川駅 |
| 9. プラザ深川 | 10. 温水プール | | |

調査対象者 19名

(4) 現地調査等における主な意見

施設	現地調査等における主な意見	
市道花園通線	<ul style="list-style-type: none"> ○汚水マンホールの突出（段差）がありつまづく ○整備済の路線だが、傷みが激しい ○境界杭が歩道面から飛び出ている ○除雪の影響で歩車道縁石の傷みが激しい ○点字ブロック上に止水栓あり 	
市道7丁目線	<ul style="list-style-type: none"> ○病院側の点字ブロックに破損箇所あり ○街路樹柵が歩道敷地に越境している ○民間病院の駐車車両が歩道へ迫出している ○建物の基礎が歩道に出ている ○点字（線状）ブロックが縦断的に配置されていない 	
市道6丁目線	<ul style="list-style-type: none"> ○病院緊急車両出入口付近の点字ブロックの破損が激しい ○街路柵に植栽されているハマナスのトゲが痛い ○病院横の歩道に草が生え、見栄えが悪い ○未整備部分において傾斜も波打ちも酷い ○空家前の歩道は草が繁茂し酷い ○インターロッキング敷設箇所に点字ブロックが無い ○未整備箇所において凹凸が激しい ○西側の歩道がバリアフリー化されていない 	
道道深川雨竜線	<ul style="list-style-type: none"> ○交差点付近に点字ブロックがあるだけで縦断的に線状ブロックが無い ○道路雨水柵のグレーチングが細目タイプじゃない ○インターロッキングはきれい ○平板ブロックのように四辺の長さが長いほうがいい ○メイン道路なので歩道の幅がもっとあったほうがいい ○歩道上の構造物（電柱やゴミ箱など）が無くなるとスッキリする ○民家が張り付いている所は整備が難しい 	

施設	現地調査等における主な意見	
市道蓬菜通線	<ul style="list-style-type: none"> ○一部インターロッキング敷設区間もあるが、全く点字・線状ブロックがない ○歩道の凹凸が酷い ○歩道の民地側（背後地）の高さが不整合 ○歩道の波打ち・傾斜があまりにも大きい ○歩道全般に悪い ○歩道から車道への地盤がガタガタでした ○郵便局付近が特に酷い ○市場・市営駐車場の前の歩道も傷みが酷い 	 
市道仲町通線	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道の凹凸が酷い ○歩道の民地側（背後地）の高さが不整合 ○歩道の波打ち・傾斜があまりにも大きい ○仲町通線、全面的に改善しなければならない ○出入部は急勾配（横断的） 	
道道深川停車場線	<ul style="list-style-type: none"> ○交差点付近に点字ブロックがあるだけで縦断的に線状ブロックが無い ○思ったよりインターロッキングに凹凸がない ○平板ブロックのように四辺の長さが長いほうがいい ○深川市の顔の道路である ○歩道の作りが良い ○コンビニ店舗前の車両の出入によりブロックの破損が激しいのでもっと大切に使用してもらわないと駄目だ ○各店舗への車の出入口が狭い 	 
国道233号	<ul style="list-style-type: none"> ○道路（歩道）の高さと建物（敷居）の高さが大きい ○区間により、点字・線状ブロックがない（本町通） ○道道と合わせ、メイン道路なので歩道の幅が広いほうがいい ○歩道が駐輪場になっている場所がある（プラザ深川前） ○電柱などの構造物が無くなればいいと思う 	

施設	現地調査等における主な意見	
プラザ深川	<ul style="list-style-type: none"> ○正面入口にスロープが無いため車椅子での利用が出来ない ○駐車場が無い ○裏口にスロープがあるが、その案内板が正面にない ○障がい者でも利用出来る施設なのか、利用目的（施設の）がよく分からない ○駐車場のスペースが少ない ○車の出入口が交差点に近く危険である（特に冬期間） ○正面入口等に段差があり高齢者等が利用するのに不便な施設である ○室内に入ってからのスロープは意味をなさない 	
健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ○点字・線状ブロックの大きさは床のタイルに合わせてのことと思いますが、一般的なサイズでも良かったのではないですか ○館内施設点字案内板、他の公共施設にもあればいいと思います 	
市役所	<ul style="list-style-type: none"> ○施設が古いので建て替えが必要と思う ○エレベーター設置か、中心市街地に移転しコンパクトな建物に新築する ○トイレが身障用では無い ○古い建築の為、改善点は多くありますが、実際に障がい者・足・腰に支障のある方に意見をお聞きし、優先順位を決めていかれてはどうかと思います ○2階以上への用務がある場合、身体障がい者（特に下肢障がい）の方には利用が不可 ○古い建物のため、全体的に車椅子利用者等障がい者や高齢者にはトイレや階段などを利用するのに不便な施設である ○トイレ等の改善も必要かと思う ○スロープの位置はどうか？利用形態は不明だが、駐車場側に設置することで、車で来庁した人も使いやすいのでは？ ○正面玄関階段あたりが暗く、下りるのに階段の段差が見えづらい ○点字ブロックが玄関フロアマットで隠され意味を果たしていない 	
温水プール	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の周りの歩行空間（歩道以外）にある市の公共汚水枒が1 cm程度飛び出しておりつまづく可能性あり ○スロープに経年変化による段差が生じている 	

施設	現地調査等における主な意見	
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ○施設が新しく車椅子での行動もスムーズに出来るが少しトイレがせまい気がする ○建物上部の空いている階の有効利用をさらに進めていただきたいと思います ○家族で診きれない高齢者がさらに増していくと思います ○受け入れる施設が不足しています ○救急車専用入口の視線誘導ブロックの破損 ○救急車専用入口付近にある植樹柵にトゲのあるハマナスがあり怪我をする ○各公共施設に市立病院のような自転車駐輪場があると良い ○点字ブロックが玄関フロアマットで隠され意味を果たしていない 	 
JR深川駅	<ul style="list-style-type: none"> ○他の駅ではエレベーターがついているが、駅にエレベーターがなく不便に思う ○駅にエレベーターが無い ○駅の階段は非常につらいし、無理なので利用しなくなった ○駅の階段を見ても障がい者にとって過酷である ○駅の階段はエレベーターかエスカレーターへ変更すべき ○駅の階段が大変です ○車椅子で使用できるトイレが無い ○JR深川駅にエレベーターかエスカレーターがあると良い ○トイレの数があればよい ○トイレまでの通路が狭い ○やはり足・腰に痛みのある方々には階段は辛いようです ○トイレ入口ドアが狭く障がい者には不便 ○障がい者（車椅子利用）用の階段昇降機を置いているが気軽に利用出来るエレベーターの設置が必要 ○トイレ入口などバリアフリー対応が必要 ○すべてを含め駅舎の建て替えを強く要望する ○女性トイレのドアが重くて大変 ○駅出入口が自動ドアでないので身障者には開閉が困難かと思えます 	  
駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者用駐車スペースがあるが、立て看板がない 	
総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会、児童センター、消費者センターなどが設置されているが初めて利用する人には場所が判りづらい ○2階以上への用務がある場合、身体障がい者（特に下肢障がい）の方には利用が不可 	

施設	現地調査等における主な意見	
中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ○施設を新築し高齢者に優しいバリアフリー化をする ○トイレが身障者用ではない ○建物は古いですが市内で一番有効利用されていますが、障がいのある方には不便だと思います ○他にも施設がありますので使い分けをした上で出来るだけ現在あるものを利用していくことが大切と思う ○障がい者専用駐車スペースが無い ○至るところに段差がある ○全体的に建物が古い施設のため身障者等が利用するのに不便である ○正面玄関に設置しているグレーチングの溝幅が広く感じた ○トイレの改善が必要 	 
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ○色々な障がい者の方や老人が使いやすいように、スロープ、手摺り、自動ドア、トイレなどは施設ごとに必要だと思います ○ウォーキングが出来る場所などがあれば、冬の運動不足の解消となります ○乳児や幼児を連れて行って遊んだり休んだりするスペースを今ある公共施設を併用して出来れば（特に冬は公園などで遊ぶことが出来ないの）色々なハンディキャップを持つ方々にも優しい街づくりの一環となると思われます ○現在ある公共施設をすべてバリアフリーにするのではなく（予算の関係で）いくつかの施設に集約していったらどうかと思います ○歩道整備後の悪化時の修繕は、すぐには難しいと思われるので、初めから長期に修理が必要ない工法の方が経済的では？ ○歩道除雪車が車の乗り入れが歩道の状態悪化をしているのでは？工法の検討が必要か ○車椅子、手動、電動、実際どこまで利用あるか ○視覚障がい者の方、歩道を一人で利用する人がどれだけいるか ○全体的に横断歩道部分の縁石の切り下げが狭い箇所が見られる ○全体的にインターロッキング、波打ち歩きづらい ○全体として歩道と車道の境（隙間）の雑草が気になりますが管理はどこですか ○現在のインターロッキングは馴染まないのでは？ ○無電柱化のメリットは何ですか？防災・除雪 ○ネットワークを考えると整備は必要では？ 	    



第7章

実施すべき特定事業等に関する事項

第7章 実施すべき特定事業等に関する事項

基本構想においては、重点整備地区のバリアフリー化を推進するため、生活関連施設および生活関連経路の整備を早期に実施するとともに、各事業者において特定事業を以下のとおり定めることとします。

1 実施する特定事業等

○公共交通特定事業

特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で、具体的には旅客施設におけるバリアフリー化整備（エレベーターや多目的トイレ等）の整備、鉄軌道車両、バス、タクシーなどの車両のバリアフリー化、車内アナウンスの充実、福祉タクシーの増車などが挙げられます。

○建築物特定事業

特別特定建築物（特定建築物を含む）において実施するエレベーター、障がい者用トイレ等の整備に関する事業です。

○道路特定事業

道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善等のほか、施設の場所を案内する標識の設置等に関する事業です。

○交通安全特定事業

高齢者や障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、たとえば感応式信号機や音響式信号機、あるいは道路交通法でいう道路標識や横断歩道等の道路標示の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取締りの強化や広報及び啓発活動に関する事業です。

○その他の事業

特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備に関する事業で、特定事業以外の事業となります。

2 整備目標時期

重点整備地区において、取り組む特定事業の目標とする整備時期は、緊急性を要する場合などを考慮し、以下の考え方に沿って、短期（5年以内）、中期（10年程度まで）、長期（10年以上）に目標を分け、実施すべき事業を設定していきます。

短期（5年以内）	緊急性を要する場合は早急に対応※
中期（10年まで）	可能な限りバリアフリー基準に沿った整備を実施
長期（10年以上）	現段階で整備時期は明示出来ないが実現に向けて検討を継続

※歩道等整備については、用地や建物の制約などがあり有効幅員2mを確保出来ない場合でも整備可能とし、地権者等との調整や財政状況等により整備時期が前後する場合があります。

3 実施する特定事業等の方針と整備内容

(1) 公共交通特定事業

【駅旅客施設の大規模改良などの際の基本方針】

- 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を基本に、JR深川駅の移動円滑化を検討します。
- 高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、意見を反映した上で建築物移動等円滑化基準への適合に努めます。

【整備施設および検討する整備内容】

施設名 (管理者)	検討する整備内容	
JR深川駅 (北海道旅客鉄道株式会社)	移動経路の円滑化	エレベーターや自動ドアの設置
	トイレの改良	多機能トイレの設置
	案内情報のわかりやすさ	警告・誘導ブロックの設置、触知案内板等の設置

※JR深川駅における平成26年度の駅利用者数(乗降者数)は1,906人/日となっております。

このため、現状においては「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づく鉄軌道駅の移動等円滑化の目標とされている、1日当たりの平均的な利用者数である3,000人以上を満たしていないことなどから、現段階では、整備内容や整備時期を明示することは出来ません。

将来、駅旅客施設の大規模改良などを行うときには、移動円滑化のために必要な構造及び設備事業規模について検討を進めます。

また、それまでの間、施設内を安全に利用出来るよう対策として、車いすのお客様に対し階段昇降時に階段昇降機(電動対応)による駅員の介助や、キップ購入時におけるバリアフリー化として車いすのお客様にも使い易い傾斜型自動券売機と点字案内の実施、高齢者、身体障がい者などに対する適切な情報提供を行なうなどソフト面での対応を行います。

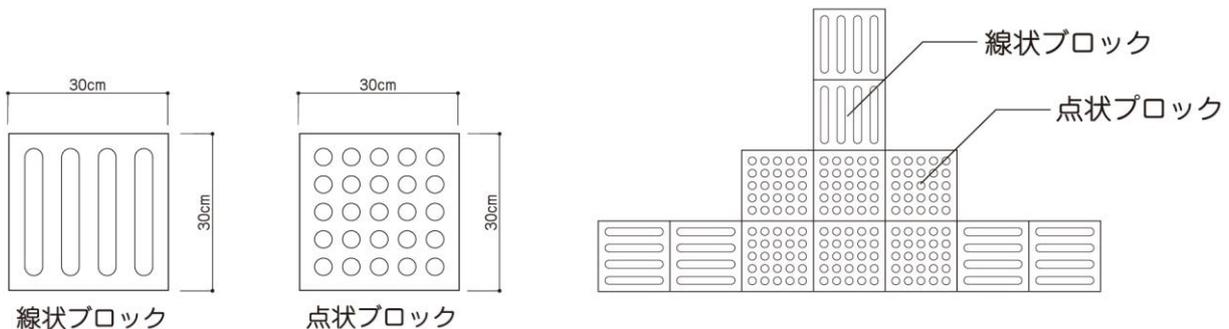
(2) 建築物特定事業

【基本方針】

- 「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、生活関連施設の移動円滑化を実施します。
- 高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、意見を反映した上で建築物移動等円滑化基準への適合に努めます。

【整備施設一覧および整備内容】

施設名 (管理者)	整備内容		備考
市役所(深川市)	移動経路の円滑化	エレベーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎については、耐震診断等の結果も踏まえた上で、新改築を検討しなければならないものの、移動円滑化のために必要な構造及び設備について合わせて検討します ・また、それまでの間、施設内を安全に利用出来るよう、ソフト面での適切な情報の提供や職員による介助を行います
	トイレの改良	多機能トイレの設置	
	案内情報のわかりやすさ	点字案内板等の設置	
中央公民館(深川市)	移動経路の円滑化	エレベーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館については、現段階では整備時期を明示出来ないが、短・中期的な整備時期を視野に施設の建替えもしくは大規模な改修を行うときに、移動円滑化のために必要な構造及び設備について検討します ・また、それまでの間、施設内を安全に利用出来るよう、ソフト面での適切な情報の提供や職員による介助を行います
		経路上の段差の改善	
	案内情報のわかりやすさ	点字案内板等の設置	
	駐車スペースの検討	障がい者専用の駐車スペースの確保	



出典 高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

(3) 道路特定事業

【基本方針】

- 「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、生活関連経路の移動円滑化を実施します。
- 高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、意見を反映した上で道路移動等円滑化基準への適合に努めます。

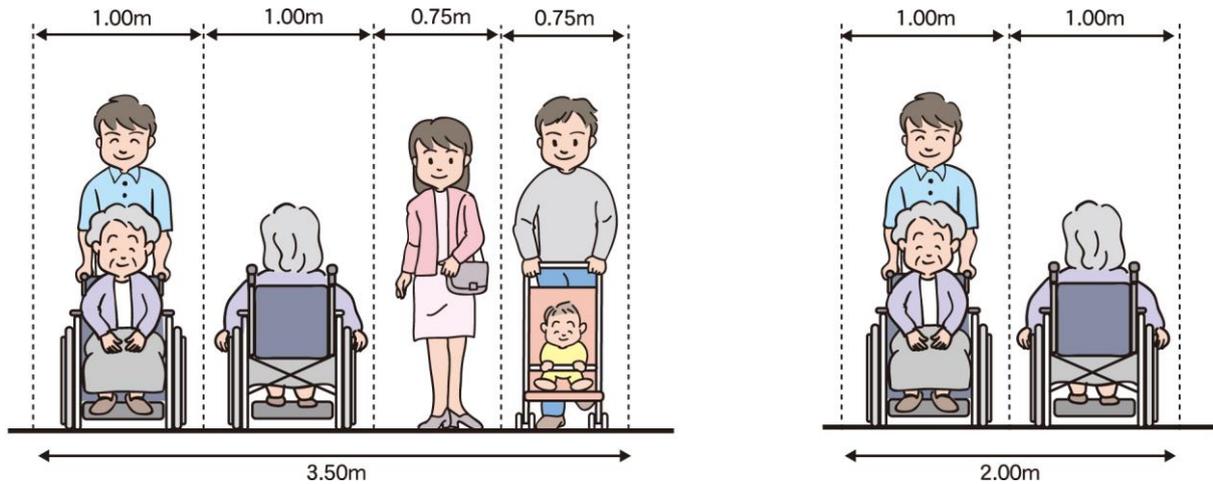
【整備路線一覧】

種類 (管理者)	路線名	区間	整備時期			備考
			短期	中期	長期	
国道（北海道開発局）	国道233号	道道深川停車場線～市道一已5丁目線		○		
道道（北海道）	道道深川停車場線	市道蓬莱通線～国道233号		○		
	道道深川雨竜線	市道11号線～国道233号		○		
	道道旭川深川線	国道233号～市道一已6丁目線		○		
市道（深川市）	市道蓬莱通線	市道11号線～温水プール付近	○			
		温水プール付近～市道一已6丁目線			○	
	市道仲町通線	市道11号線～市道片町線		○		
		国道233号～市道一已6丁目線	○			
	市道11号線	市道蓬莱通線～道道深川雨竜線			○	
	市道6丁目線	市道蓬莱通線～市道寺前通線	○			
	市道7丁目線	市道蓬莱通線～市道寺前通線		○		
	市道一已6丁目線	市道蓬莱通線～道道旭川深川線			○	

【整備方針】

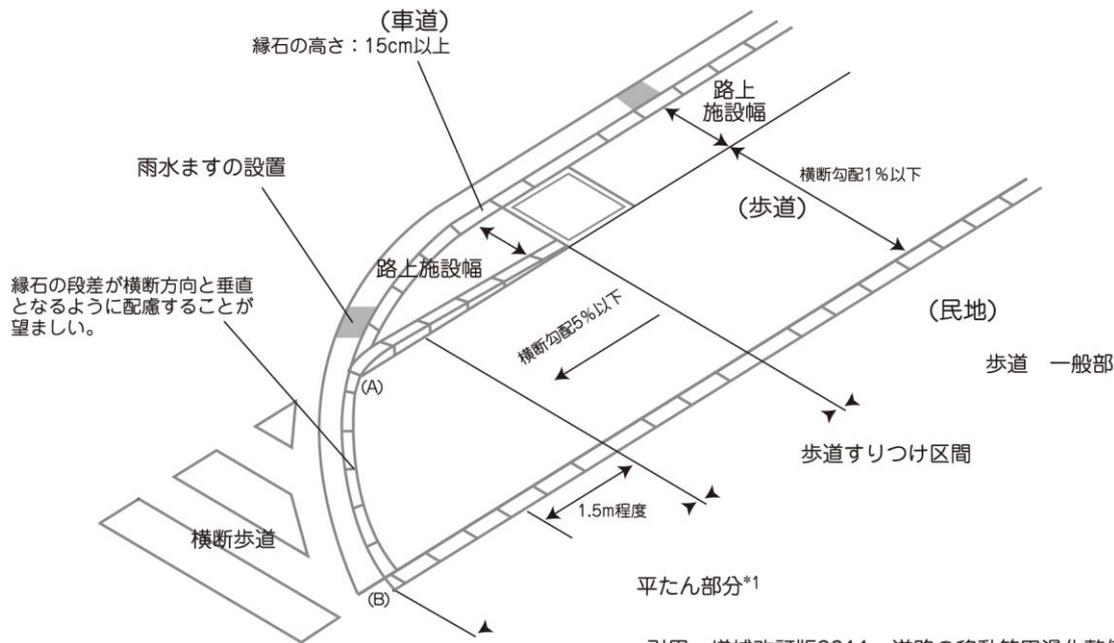
- 道路構造においては、車道と明確に分離された安全な歩道を設置し、車いす使用者がいつでもすれ違える幅員を確保します。
- 歩行者の交通量の多い歩道については3.5m、その他の歩道は2.0m以上を原則として有効幅員を確保します。

■有効幅員のイメージ



- 歩道一般部においては、車いす使用者等が通行しやすいように横断勾配を原則1%（困難な場合は2%）以下とします。
- 縦断勾配は原則5%（困難な場合は8%）以下とします。
- 波打ち歩道とならない平たんな整備を図ります。

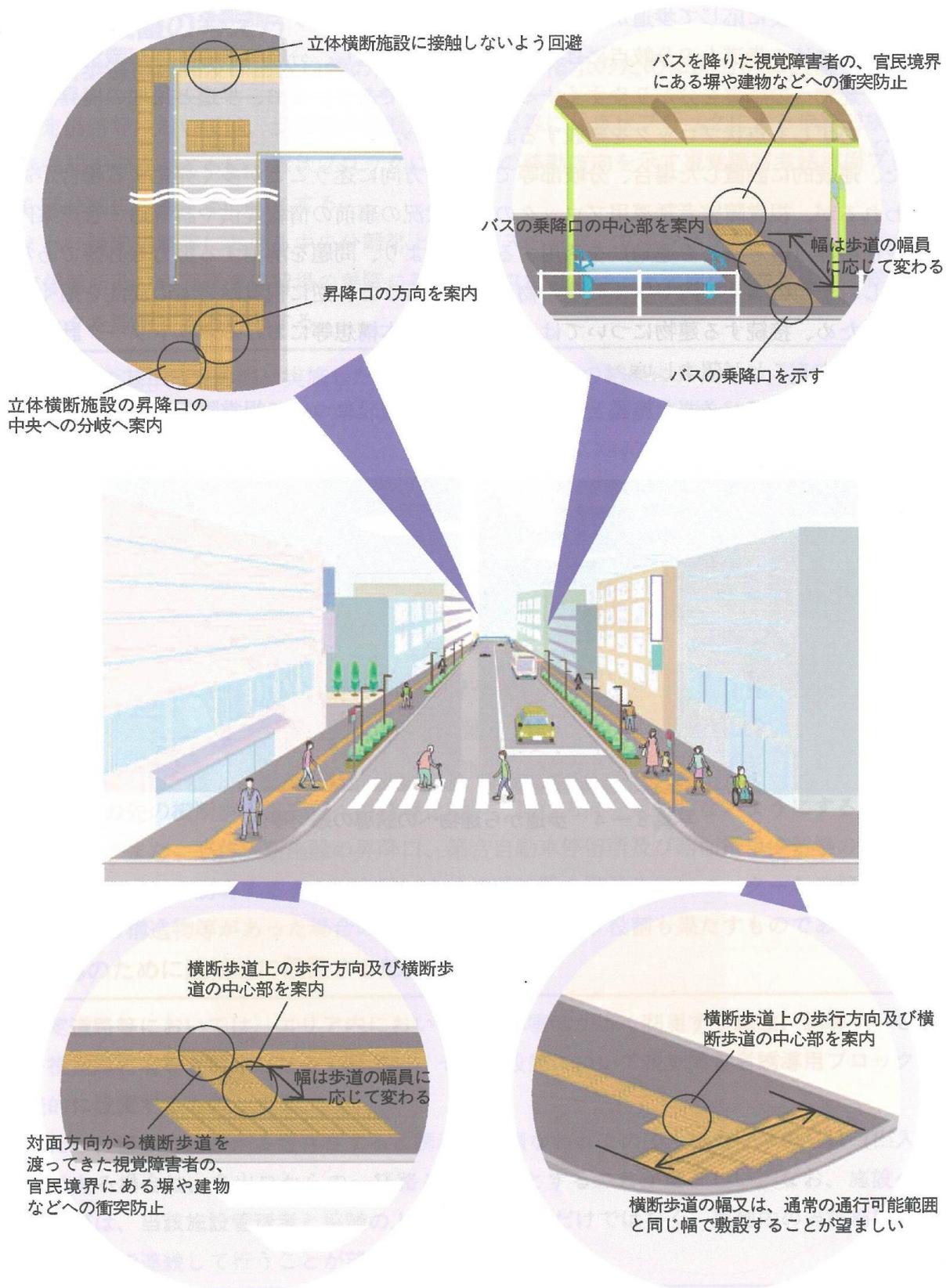
■バリアフリー化された歩道のイメージ



引用 増補改訂版2011 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

- 交差点の巻き込み部や駐車場出入口等の歩道では、横断勾配、縦断勾配に配慮し、移動時の上下左右の急な傾きがないようにします。
- 交差点部においては、車いす使用者等の利用者が安心して信号待ちができるように、平たんな部分を設けます。
- 視覚障がい者等に配慮して、歩道一般部、交差点部などに、全国共通の規格を採用した視認性が高くすべりにくい素材の視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。

■視覚障がい者誘導用ブロックを連続的に設置した例（イメージ）



資料：図は「改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン（編集・発行：（財）国土技術研究センター）」より抜粋

(4) その他の事業

【基本方針】

- 「改訂版・道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に基づき、駅前広場の移動円滑化を実施します。
- 高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、意見を反映した上で移動円滑化を実施します。

【整備施設および整備内容】

施設名 (管理者)	整備内容		備考
駅前広場(北海道・深川市・JR)	移動経路の円滑化	視覚障がい者誘導用ブロックの設置など	・現段階では整備時期を明示出来ないが、移動円滑化に向け北海道・深川市において検討を継続する

※駅前広場の整備に関しては、平成13年3月28日締結による「深川駅前広場維持管理協定書」（北海道と北海道旅客鉄道株式会社、及び、北海道と深川市、並びに、北海道旅客鉄道株式会社と深川市）に基づき、協議して行うものとする。



第 8 章

バリアフリーの推進に向けて

第8章 バリアフリーの推進に向けて

1 心のバリアフリーの取り組み

深川市における総合的なバリアフリーを実現するためには、深川市と各事業者（道路管理者、公安委員会、公共交通事業者、民間事業者等）および利用者である市民がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りつつ推進していかなければなりません。

さらに心のバリアフリーは、行政が率先して取り組むことはもちろんですが、市民、事業者がそれぞれの立場で協力して取り組むことが大切です。

(1) 市民による心のバリアフリー

整備済みの歩道上の違法駐輪や看板の設置、また歩道や交差点付近の違法駐車等は、歩行者の通行の妨げになることがあります。

そこで、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等の立場に立った心のバリアフリーに向けて、意識を醸成していくため、「他人事」ではなく、「自分の問題」としてルールやマナーを捉え、考え、行動できるような取り組みを推進します。

さらに、地域社会には外見上わかりづらい障がい（聴覚、内臓、精神等）など、多様な種類の障がいがある人がおり、多様な障壁を取り除く努力を地域社会全体で行う心のバリアフリーに配慮する必要があります。



(2) 事業者による心のバリアフリー

各事業者のそれぞれの立場において、当該施設での高齢者や障がい者等への配慮ある対応や介助の充実、施設の維持管理・保全、利用者の立場に立った思考など、職員・従業員教育を通して心のバリアフリーの推進に努めます。

冬期間においては、店舗や事業所前、周囲の除排雪を行い、つるつる路面に砂まきをするなど、冬期間の歩行空間の対策に努めます。

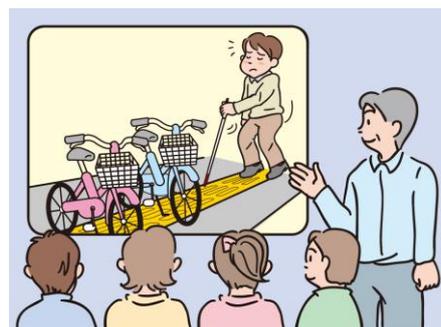


(3) 行政による心のバリアフリー

本構想に位置づけられた各種事業の実施に当たり、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見を適切に反映させるため、各事業者や関係する機関との十分な協議・調整を図りながら、一体的に効果的なバリアフリー整備を進めていきます。

さらに、高齢者や障がい者等の移動円滑化のために必要な情報の提供や移動円滑化のための事業に対する支援措置、移動円滑化や心のバリアフリーに関する地域住民の理解を深めるための広報啓発活動等に努めます。

また、冬期間には、生活関連経路の歩道、横断歩道の除排雪を行うなど、冬期間の歩行空間の対策に努めます。



【心のバリアフリーとして取り組む内容】

- 高齢者や障がい者等の移動円滑化のために必要な情報を提供
- 違法駐輪、違法駐車、歩道上の看板等の移動阻害をなくすための方策の推進
- 行政や各事業所等、職員・従業員に対するバリアフリー教育を通しての心の教育
- バリアフリーに関する啓発・広報等による情報の発信、その他

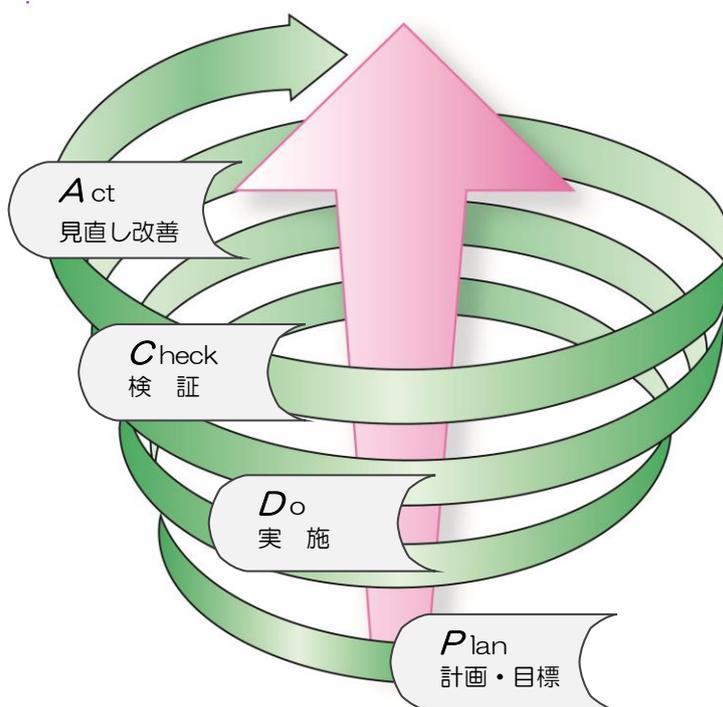
2 スパイラルアップ

高齢化やユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリーを進めるためには、具体的な取り組みについて検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じる、いわゆる「スパイラルアップ」の仕組みづくりが重要となります。

また、社会情勢の変化やニーズの多様化に対応したバリアフリーの推進にあたっては、行政や事業者だけでなく、市民と連携した取り組みが必要となります。

そこで、本構想の実現に向け、事業の実施進行管理や市民・事業者・行政が連携して事業の促進を図るなど、P（計画・目標）D（実施）C（検証）A（見直し改善）のサイクルを繰り返し、段階的かつ継続的な発展に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に取り組まなければなりません。

また、本構想の内容も社会情勢の変化なども考慮した上で、必要に応じ適宜見直しを行いながら、事業の着実な推進を継続的に図っていくこととします。



参考資料

深川市バリアフリー基本構想

誰もが快適に 誰もが安全安心に 暮らせる未来のまちづくり

2016



車いすマーク
(国際シンボルマーク)
国際リハビリテーション協会



ベビーカーマーク
国土交通省



耳マーク
全難聴事務局



マタニティマーク
厚生労働省

用語の解説

用語	解説等
アクセス	目的地に近づく方法・交通手段。
移動等円滑化	高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用の際に係る身体の負担を軽減し、その移動上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
オストメイト	直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障がいを負ったため、腹部に便や尿の排泄口（人工肛門・人工膀胱（総称：ストーマ））を有する人のこと。
交通バリアフリー法	高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成12年11月15日に施行された法律。「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日にバリアフリー新法が施行され、ハートビル法と統合された。
心のバリアフリー	高齢者・障がい者等の自立した生活を確保することの必要性について理解を深め、視覚障がい者誘導用ブロックへの駐輪や身体障がい者用駐車スペースへの駐車などによる施設利用等を妨げる行為をしないこと。必要に応じて手助けすること等の支援により、高齢者・障がい者等の円滑な移動及び施設利用の確保に積極的に協力すること。
視覚障がい者誘導用ブロック	視覚障がいのある人が歩行する際、足の裏の触感覚や白杖により、その存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。
重点整備地区	旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他、高齢者や障がい者等が生活上利用する施設が所在する一定の地区で、優先的に移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を推進していく地区のこと。
スパイラルアップ	具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者や障がい者等、当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。
生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと。
生活関連施設	高齢者・障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など。
多目的トイレ	車椅子対応設備、乳幼児対応設備、オストメイト対応設備など様々なニーズに対応できるよう複数の機能が整備されたトイレのこと。
ハートビル法	高齢者や障がい者等、不特定多数の人々が安心して気持ちよく利用できる心（ハート）にやさしいビルディング（ビル）の建築を促進することにより、誰もが快適に暮らせるような生活環境づくりに寄与することを目的とする法律。「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日にバリアフリー新法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。
パブリックコメント	広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続き。
バリアフリー	高齢者や障がい者等の生活や行動に不便な障がい物を取り除くこと。段差の解消等。広義には物的環境のバリア以外に人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアも含まれる。
ネットワーク	網状のもの。各拠点や施設を交通網や路線できめ細かく結ぶもの。
ノーマライゼーション	高齢者や障がい者等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
マネジメント	目標達成のための効果を最大化する手法。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすい都市うあ生活環境をデザインする考え方。
ワークショップ	参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする手法。

深川市バリアフリー基本構想策定の経緯

<p>取り組みの概要</p> <p>庁内検討組織会議（健康福祉センター2階研修室） 平成27年9月11日</p> <ul style="list-style-type: none">・ 深川市バリアフリー基本構想について・ 基本構想（第1章、第2章および第4章）事務局案について・ 重点整備地区設定エリアについて <p>庁内検討組織会議（深川市役所東庁舎会議室） 平成28年2月19日</p> <ul style="list-style-type: none">・ 深川市バリアフリー基本構想（案）について
<p>公共施設等の利用状況調査 平成27年11月1日～平成27年11月13日</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日常生活上よく利用する施設等について課題と現状の把握 <p>市民アンケート調査 平成27年12月24日～平成28年1月25日</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日常生活上よく利用する施設等について課題と現状の把握
<p>第1回推進協議会（深川市役所3階大会議室） 平成27年9月16日</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「深川市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱」について・ 委嘱状交付・ 会長、副会長選出・ バリアフリー新法と基本構想制度が目指すこと・ 基本構想の構成と検討の進め方（スケジュール）・ バリアフリー基本構想策定にあたって・ 深川市の現況・ 主な日常生活施設の分布状況図について <p>第2回推進協議会（深川市中央公民館2階第1研修室） 平成27年10月22日</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主な日常生活施設の分布状況図について・ 道路の移動等円滑化整備ガイドラインについて・ バリアフリー現地確認順路図について・ 移動等円滑化の基本理念と基本方針・ バリアフリーに関するアンケートについて <p>第3回推進協議会（深川市役所3階大会議室） 平成27年12月24日</p> <ul style="list-style-type: none">・ 重点整備地区の設定及び生活関連施設、生活関連経路の選定・ バリアフリー基本構想制度について・ 重点整備地区における整備目標・ バリアフリーに関するアンケートについて <p>第4回推進協議会（深川市中央公民館2階第1研修室） 平成28年2月22日</p> <ul style="list-style-type: none">・ 深川市バリアフリー基本構想（案）について・ パブリックコメントの実施について（平成28年2月26日～平成28年3月25日）

深川市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱を次のとおり定める。

平成27年7月10日

深川市長 山下 貴 史

深川市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づく深川市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、基本構想に基づくバリアフリー化事業を円滑に推進するため、法第26条第1項の規定に基づき、深川市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 基本構想の策定に係る協議に関すること。
- (2) 基本構想の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) 商工関係団体を代表する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 公共交通事業者
- (6) 道路管理者
- (7) 北海道公安委員会
- (8) 関係行政機関及び市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

3 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、最初の会議は市長が招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設水道部都市建設課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年7月10日から施行する。
- (この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

深川市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	関係団体区分
拓殖大学北海道短期大学	副学長	土門 裕之	学識経験者
北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所	所 長	豊田 義明	道路管理者
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所	所 長	本間 幸裕	
北海道旅客鉄道株式会社深川駅	駅 長	宮内 進	公共交通事業者
空知中央バス株式会社深川営業所	所 長	田村 秀市	
北海道旭川方面深川警察署交通課	課 長	伊藤 雅彦	北海道公安委員会
深川市社会福祉協議会	会 長	柴田 康行	福祉関係団体
深川市障がい者ネットワーク協会	会 長	菊池 実	
深川市老人クラブ連合会	会 長	南川 勇	
深川市町内会連合会連絡協議会	会 長	安藤 一彦	地域住民代表
深川商工会議所	常議員	笠松 昭伸	商工関係団体
深川市商店街振興組合連合会	理事長	成田 雅敏	
深川建設業協会	会 長	富岡 正幸	
公募委員		久保 照子	一般公募枠
公募委員		笹口 和子	
北海道運輸局交通政策部消費者行政・情報課	課 長	船山 令長	関係機関及び市職員
深川市企画総務部	部 長	早川 雅典	
深川市市民福祉部	部 長	藪 友博	
深川市教育部	部 長	大西 徳治	
深川市建設水道部	部 長	堀川 正樹	

会 長：土門 裕之（拓殖大学北海道短期大学）
副会長：菊池 実（深川市障がい者ネットワーク協会）



庁内検討組織（深川市バリアフリー基本構想推進協議会事務局会議）

（敬称略）

所 属	役 職	氏 名	備 考
企画総務部総務課自治防災室	室 長	久保 公一	
企画総務部企画財政課	課 長	吉村 理明	
市民福祉部社会福祉課子育て支援推進室	室 長	荒井 幸治	
市民福祉部高齢者支援課	課 長	安田 浩人	
市民福祉部健康福祉課	課 長	三ツ井隆博	
経済・地域振興部商工労政課	課 長	伊藤 久人	
教育委員会学務課	課 長	荒井 清光	
建設水道部建築住宅課	課 長	井原 淳	
建設水道部上下水道課	課 長	大角 勝司	
建設水道部都市建設課	課 長	天羽 真司	事務局長
建設水道部都市建設課	課長補佐	小林 辰也	事務局
建設水道部都市建設課	主 査	新井 浩之	事務局
建設水道部都市建設課	主 任	舘岡 英司	事務局
建設水道部都市建設課	主 事	小森 和優	事務局



誰もが快適に 誰もが安全安心に 暮らせる未来のまちづくり

深川市バリアフリー基本構想 2016

発行 / 平成28年4月 北海道深川市

〒074-8650 北海道深川市2条17番17号

TEL 0164-26-2304

FAX 0164-22-2460

E-mail toshiken@city.fukagawa.lg.jp

URL <http://www.city.fukagawa.lg.jp/>